

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

平成30年 6 月
(第 3 回訂正分)

株式会社ライトアップ

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売価格等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を平成30年6月14日に関東財務局長に提出し、平成30年6月15日にその届出の効力は生じております。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成30年5月18日付をもって提出した有価証券届出書並びに平成30年5月22日及び平成30年6月5日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集150,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し631,000株（引受人の買取引受による売出し560,000株・オーバーアロットメントによる売出し71,000株）の売出しの条件並びにその他この募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成30年6月13日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

2【募集の方法】

平成30年6月13日に決定された引受価額(2,594.40円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格2,820円)で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定された価格で行います。

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「189,060,000」を「194,580,000」に訂正
「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「189,060,000」を「194,580,000」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であります。

5. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

6. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(注) 5. の全文削除及び6. 7. の番号変更

3【募集の条件】

(2)【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「発行価格(円)」の欄:「未定(注)1.」を「2,820」に訂正

「引受価額(円)」の欄:「未定(注)1.」を「2,594.40」に訂正

「資本組入額(円)」の欄:「未定(注)3.」を「1,297.20」に訂正

「申込証拠金(円)」の欄:「未定(注)4.」を「1株につき2,820」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたしました。その状況については、以下のとおりであります。
発行価格の決定に当たりましては、仮条件(2,660円~2,820円)に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。
当該ブックビルディングの状況につきましては、
①申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。
②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。
③申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。
以上が特徴でありました。
上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、2,820円と決定いたしました。
なお、引受価額は2,594.40円と決定いたしました。
 2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格(2,820円)と会社法上の払込金額(2,261円)及び平成30年6月13日に決定された引受価額(2,594.40円)とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
 3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、1株当たりの増加する資本準備金の額は1,297.20円(増加する資本準備金の額の総額194,580,000円)と決定いたしました。
 4. 申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額(1株につき2,594.40円)は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
 7. 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
(略)
- (注) 8. の全文削除

4【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受けの条件」の欄:

2. 引受人は新株式払込金として、平成30年6月21日までに払込取扱場所へ引受価額と同額(1株につき2,594.40円)を払込むことといたします。

3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額(1株につき225.60円)の総額は引受人の手取金となります。

<欄外注記の訂正>

上記引受人と平成30年6月13日に元引受契約を締結いたしました。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額(円)」の欄:「378,120,000」を「389,160,000」に訂正

「差引手取概算額(円)」の欄:「371,120,000」を「382,160,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額382,160千円については、「1 新規発行株式」の(注) 3. に記載の第三者割当増資の手取概算額上限184,202千円とあわせて、手取概算額合計上限566,362千円を、①システム投資費用、②人員の増員及び採用関連費用、③本社の移転・拡充費用に充当する予定であり、その具体的な内容は以下の通りであります。

①「経営課題解決エンジン」(Jエンジン)の利用者の利便性向上や機能拡充のための投資費用として208,000千円(平成31年3月期に84,000千円、平成32年3月期に84,000千円、平成33年3月期以降に40,000千円)、「共同仕入(開発)ネットワーク」(JDネット)のCS向上のためのユーザーインターフェース改修やパートナー向けの新規商材の開発投資費用として25,000千円(平成31年3月期に10,000千円、平成32年3月期に10,000千円、平成33年3月期以降に5,000千円)及び社内の基幹システム整備・情報セキュリティ強化のための投資費用として30,000千円(平成33年3月期以降)に充当する予定であります。

②事業拡大に伴う管理部門や営業部門の増員のための費用として203,362千円(平成31年3月期に72,000千円、平成32年3月期に72,000千円、平成33年3月期以降に59,362千円)に充当する予定であります。

③上記の人員の採用を実施した場合、現在の当社において人員の収容が困難となることから、本社の移転又は拡充を予定しており、平成32年3月期において100,000千円を移転に係る費用や敷金に充当する予定であります。

なお、上記調達資金は、具体的な充當時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2【売出要項】

1【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成30年6月13日に決定された引受価額(2,594.40円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2)ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格2,820円)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：

「1,534,400,000」を「1,579,200,000」に訂正

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「1,534,400,000」を「1,579,200,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

3. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 2. に記載した振替機関と同一であります。

4. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。

5. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(注) 3. 4. の全文削除及び5. 6. 7. の番号変更

2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

（2）【ブックビルディング方式】

<欄内の記載の訂正>

「売出価格（円）」の欄：「未定（注） 1.（注） 2.」を「2,820」に訂正

「引受価額（円）」の欄：「未定（注） 2.」を「2,594.40」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注） 2.」を「1株につき2,820」に訂正

「元引受契約の内容」の欄：「未定（注） 3.」を「（注） 3.」に訂正

<欄外注記の訂正>

2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一の理由により決定いたしました。

3. 元引受契約の内容

各金融商品取引業者の引受株数	株式会社SBI証券	453,400株
	SMB C日興証券株式会社	35,500株
	藍澤證券株式会社	14,200株
	エース証券株式会社	14,200株
	水戸証券株式会社	14,200株
	岩井コスモ証券株式会社	10,700株
	東洋証券株式会社	7,100株
	松井証券株式会社	7,100株
	マネックス証券株式会社	3,600株

引受人が全株買取引受けを行います。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額（1株につき225.60円）の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と平成30年6月13日に元引受契約を締結いたしました。

8. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株について、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託いたします。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「194,540,000」を「200,220,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「194,540,000」を「200,220,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果、株式会社SBI証券が行う売出しであります。

5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注） 2. に記載した振替機関と同一であります。

（注） 5. の全文削除及び6. の番号変更

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

（2）【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「売出価格（円）」の欄：「未定（注） 1.」を「2,820」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注） 1.」を「1株につき2,820」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により、平成30年6月13日に決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である白石崇（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成30年5月18日及び平成30年6月4日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式71,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 71,000株
募集株式の払込金額	1株につき2,261円
割当価格	「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。 <u>（注）</u>
払込期日	平成30年7月27日
増加資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	東京都渋谷区渋谷一丁目24番16号 株式会社みずほ銀行 渋谷支店

（注） 割当価格は、平成30年6月13日に2,594.40円に決定いたしました。

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引もしくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場（売買開始）日から平成30年7月20日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数 （71,000株） を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

平成30年 6 月
(第 2 回訂正分)

株式会社ライトアップ

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を平成30年6月5日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成30年5月18日付をもって提出した有価証券届出書及び平成30年5月22日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集150,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し631,000株（引受人の買取引受による売出し560,000株・オーバーアロットメントによる売出し71,000株）の売出しの条件並びにその他この募集及び売出しに関し必要な事項を、平成30年6月4日開催の取締役会において決議したため、これらに関連する事項並びに「第二部 企業情報 第2 事業の状況 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」、「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」、「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 6 コーポレート・ガバナンスの状況等（1）コーポレート・ガバナンスの状況」、「第二部 企業情報 第5 経理の状況 1 財務諸表等（3）その他」及び「第二部 企業情報 第6 提出会社の株式事務の概要」の記載内容の一部を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

<欄外注記の訂正>

2. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3. 上記とは別に、平成30年5月18日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式71,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

（注）2. の全文削除及び3. 4. の番号変更

2【募集の方法】

平成30年6月13日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成30年6月4日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額（2,261円）以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。（略）

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「発行価額の総額（円）」の欄：「327,675,000」を「339,150,000」に訂正
「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「177,330,000」を「189,060,000」に訂正
「計（総発行株式）」の「発行価額の総額（円）」の欄：「327,675,000」を「339,150,000」に訂正
「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「177,330,000」を「189,060,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。
5. 仮条件（2,660円～2,820円）の平均価格（2,740円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は411,000,000円となります。

3【募集の条件】

(2)【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額（円）」の欄：「未定（注）2.」を「2,261」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。
仮条件は、2,660円以上2,820円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成30年6月13日に引受価額と同時に決定する予定であります。
需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。
当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、当社と事業内容等の一部が類似する上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。
2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額（2,261円）及び平成30年6月13日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
8. 引受価額が会社法上の払込金額（2,261円）を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

4【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受株式数（株）」の欄の各引受人の引受株式数：「未定」を「株式会社SBI証券150,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

上記引受人と発行価格決定日（平成30年6月13日）に元引受契約を締結する予定であります。

（注）1. の全文及び2. の番号削除

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額（円）」の欄：「354,660,000」を「378,120,000」に訂正

「差引手取概算額（円）」の欄：「347,660,000」を「371,120,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件（2,660円～2,820円）の平均価格（2,740円）を基礎として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額371,120千円については、「1 新規発行株式」の(注) 3.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限178,976千円とあわせて、手取概算額合計上限550,096千円を、①システム投資費用、②人員の増員及び採用関連費用、③本社の移転・拡充費用に充当する予定であり、その具体的な内容は以下の通りであります。

①「経営課題解決エンジン」(Jエンジン)の利用者の利便性向上や機能拡充のための投資費用として208,000千円(平成31年3月期に84,000千円、平成32年3月期に84,000千円、平成33年3月期以降に40,000千円)、「共同仕入(開発)ネットワーク」(JDネット)のCS向上のためのユーザーインターフェース改修やパートナー向けの新規商材の開発投資費用として25,000千円(平成31年3月期に10,000千円、平成32年3月期に10,000千円、平成33年3月期以降に5,000千円)及び社内の基幹システム整備・情報セキュリティ強化のための投資費用として30,000千円(平成33年3月期以降)に充当する予定であります。

②事業拡大に伴う管理部門や営業部門の増員のための費用として187,096千円(平成31年3月期に67,000千円、平成32年3月期に67,000千円、平成33年3月期以降に53,096千円)に充当する予定であります。

③上記の人員の採用を実施した場合、現在の当社において人員の収容が困難となることから、本社の移転又は拡充を予定しており、平成32年3月期において100,000千円を移転に係る費用や敷金に充当する予定であります。

なお、上記調達資金は、具体的な充当期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2【売出要項】

1【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：

「1,439,200,000」を「1,534,400,000」に訂正

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「1,439,200,000」を「1,534,400,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

3. 売出価額の総額は、仮条件(2,660円～2,820円)の平均価格(2,740円)で算出した見込額であります。

5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 2.に記載した振替機関と同一であります。

3【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「182,470,000」を「194,540,000」に訂正

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「182,470,000」を「194,540,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

5. 売出価額の総額は、仮条件(2,660円～2,820円)の平均価格(2,740円)で算出した見込額であります。

6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 2.に記載した振替機関と同一であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である白石崇（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成30年5月18日及び平成30年6月4日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式71,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 71,000株
募集株式の払込金額	<u>1株につき2,261円</u>
割当価格	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。）
払込期日	平成30年7月27日
増加資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	東京都渋谷区渋谷一丁目24番16号 株式会社みずほ銀行 渋谷支店

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引もしくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場（売買開始）日から平成30年7月20日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

第二部【企業情報】

第2【事業の状況】

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況の分析は、以下のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針および見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債および収益・費用の報告金額に影響を与える見積りを必要としております。これらの見積りについては、継続して評価し、必要に応じて見直しを行っていますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果は、これらと異なることがあります。

（以下省略）

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(2)【新株予約権等の状況】

第3回新株予約権（平成28年6月28日定時株主総会決議）

<欄内の数値の訂正>

「新株予約権の数（個）」の「提出日の前月末現在（平成30年4月30日）」の欄：「94」を「282」に訂正

「新株予約権の目的となる株式の数（株）」の「提出日の前月末現在（平成30年4月30日）」の欄：

「9,400」を「28,200」に訂正

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

⑭中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

第5【経理の状況】

1【財務諸表等】

(3)【その他】

① 財務諸表

注記事項

(セグメント情報等)

セグメント情報

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

4. 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額および当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

(省略)

(単位：千円)

資産	
報告セグメント計	201,604
全社資産（注）	<u>1,142,635</u>
財務諸表の資産合計	1,344,240

(注) 全社資産は、報告セグメントに帰属しない資産であります。

(以下省略)

第6【提出会社の株式事務の概要】

<欄内の記載の訂正>

「株式の名義書換え」の「取次所」の欄：「三井住友信託銀行株式会社本店および全国各支店」を「東京証券代行株式会社各取次所」に訂正

「単元未満株式の買取り」の「取次所」の欄：「東京証券代行株式会社各取次所」を「一」に訂正

<欄外注記の訂正>

3. 単元未満株式の買取りを含む株式の取扱い、原則として証券会社等の口座管理機関を経由して行うことから該当事項はなくなる予定です。

ただし、特別口座に記録されている株式については、特別口座の口座管理機関である東京証券代行株式会社が直接取り扱います。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

平成30年 5 月
(第 1 回訂正分)

株式会社ライトアップ

「第一部 証券情報」の記載事項のうち、記載内容の一部を訂正するため、金融商品取引法第 7 条第 1 項により有価証券届出書の訂正届出書を平成30年 5 月22日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成30年 5 月18日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」の記載内容の一部を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

＜欄内の記載の訂正＞

「払込期日」の欄：「平成30年 6 月29日」を「平成30年 7 月27日」に訂正

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

平成30年5月

Writeup!

株式会社ライトアップ

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式327,675千円（見込額）の募集及び株式1,439,200千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式182,470千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成30年5月18日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社ライトアップ

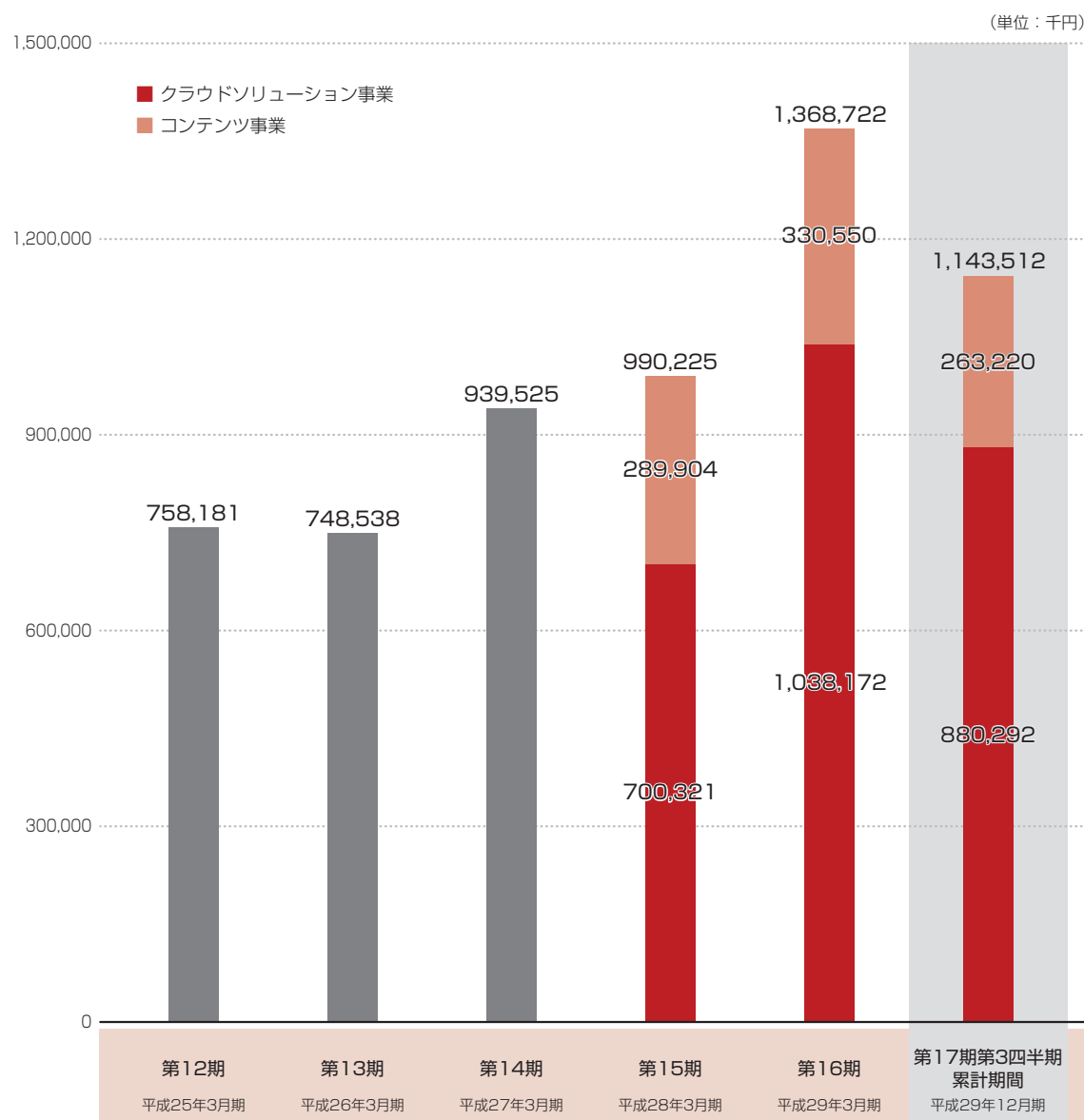
東京都渋谷区渋谷二丁目15番1号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

1 事業の概況

当社は、「全国、全ての中小企業を黒字にする」を理念に据え、インターネット関連技術を活用し、様々な業種の中小・零細企業に対し総合的な経営支援、マーケティング支援を主たる業務として展開しております。事業は中小企業の生産性向上を図るための業務のIT化推進を目的としたITツール導入、人材育成、販促支援等を行う「クラウドソリューション事業」と広告代理店や企業から直接Webマーケティングの企画・制作を請け負う「コンテンツ事業」の2つに大別されます。

❖ 売上高推移



(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 業績等の推移

❖ 提出会社の経営指標等

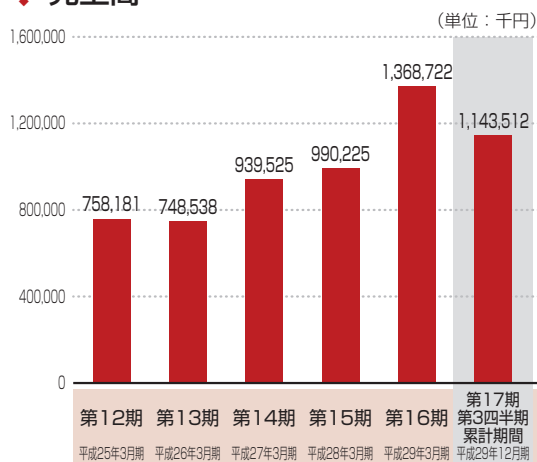
(単位：千円)

回 次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期 第3四半期
決 算 年 月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成29年12月
売上高	758,181	748,538	939,525	990,225	1,368,722	1,143,512
経常利益又は経常損失(△)	△20,788	△156,009	96,267	106,924	289,938	266,850
当期(四半期)純利益又は 当期純損失(△)	△101,945	△156,230	56,984	82,667	191,657	188,182
持分法を適用した場合の 投資利益	-	-	-	-	-	-
資本金	99,700	99,700	99,700	99,700	99,700	99,700
発行済株式総数 (株)	8,940	8,940	8,940	8,940	894,000	894,000
純資産額	520,931	364,701	421,685	504,353	696,011	884,194
総資産額	836,350	643,857	643,341	767,713	1,227,627	1,184,429
1株当たり純資産額 (円)	58,269.77	40,794.31	47,168.44	188.05	259.51	329.67
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期(四半期) 純利益金額又は1株当たり 当期純損失金額(△) (円)	△11,403.35	△17,475.46	6,374.12	30.82	71.46	70.16
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益金額 (円)	-	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	62.3	56.6	65.5	65.7	56.7	74.7
自己資本利益率 (%)	△17.8	△35.3	14.5	17.9	31.9	23.8
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー	-	-	-	170,445	507,778	-
投資活動による キャッシュ・フロー	-	-	-	△14,604	△2,423	-
財務活動による キャッシュ・フロー	-	-	-	△37,521	△53,581	-
現金及び現金同等物の期末 (四半期末)残高	-	-	-	515,388	967,161	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	56 (1)	60 (0)	52 (1)	55 (4)	72 (17)	78 (20)

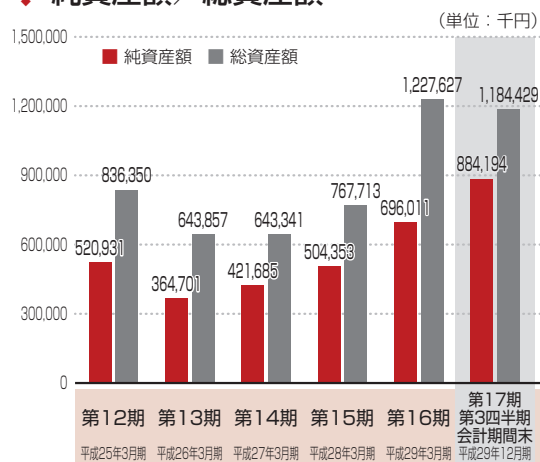
- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
5. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
6. 第15期および第16期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、PwCあらた有限責任監査法人の監査を受けておりますが、第12期、第13期および第14期の財務諸表については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、PwCあらた有限責任監査法人の監査を受けておりません。なお、第17期第3四半期の四半期財務諸表については、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、PwCあらた有限責任監査法人の四半期レビューを受けております。
7. 第12期から第14期はキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目について記載しておりません。
8. 1株当たり配当額および配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
9. 平成28年10月13日開催の取締役会決議により、平成28年11月26日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額および1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額を算定しております。
10. 平成30年1月30日開催の取締役会決議により、平成30年2月16日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っておりますが、第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額および1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額を算定しております。
11. 第17期第3四半期における売上高、経常利益、四半期純利益及び1株当たり四半期純利益金額については、第17期第3四半期累計期間の数値を、資本金、発行済株式総数、純資産額、総資産額及び自己資本比率については、第17期第3四半期会計期間末の数値を記載しております。
12. 上記9及び10のとおり、当社は平成28年11月26日付で普通株式1株につき100株、平成30年2月16日付けで普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。
そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(1の部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
なお、第12期、第13期および第14期の数値(1株当たり配当額についてはすべて数値)については、PwCあらた有限責任監査法人の監査を受けておりません。
13. 従業員数は就業人員であり、役員は含まれておりません。また、()内に臨時雇用者(アルバイト、パートタイマー、派遣社員を含む)の年間の平均人数を外数で記載しております。

回 次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期 第3四半期
決 算 年 月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成29年12月
1株当たり純資産額 (円)	194.23	135.98	157.23	188.05	259.51	329.67
1株当たり当期(四半期) 純利益金額又は1株当たり 当期純損失金額(△) (円)	△38.01	△58.25	21.25	30.82	71.46	70.16
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益金額 (円)	-	-	-	-	-	-
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)

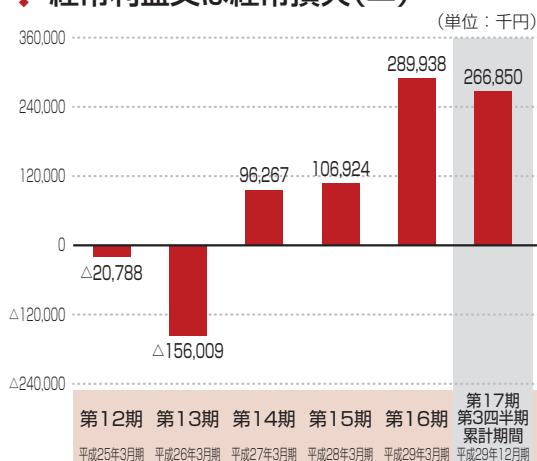
❖ 売上高



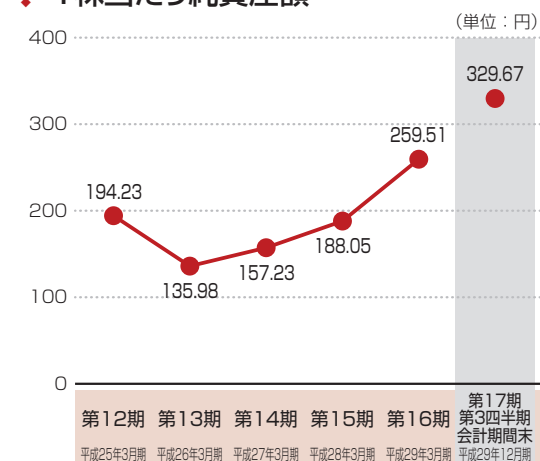
❖ 純資産額／総資産額



❖ 経常利益又は経常損失(△)

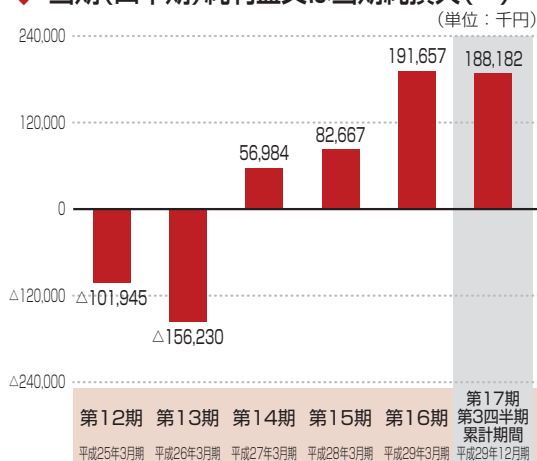


❖ 1株当たり純資産額

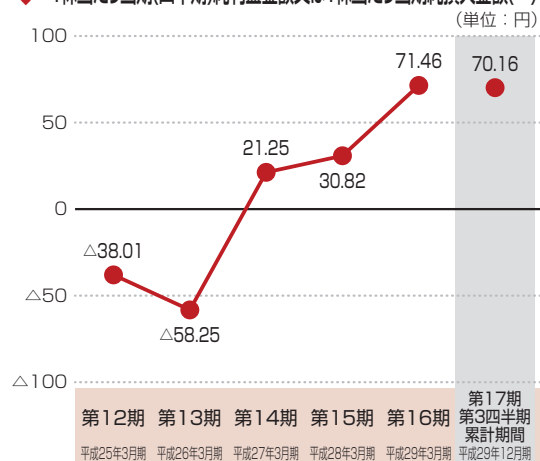


(注)当社は平成28年11月26日付で普通株式1株につき100株、平成30年2月16日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。上記では、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

❖ 当期(四半期)純利益又は当期純損失(△)



❖ 1株当たり当期(四半期)純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)



(注)当社は平成28年11月26日付で普通株式1株につき100株、平成30年2月16日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。上記では、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

3 事業の内容

(1) クラウドソリューション事業（Jエンジン・JDネット）

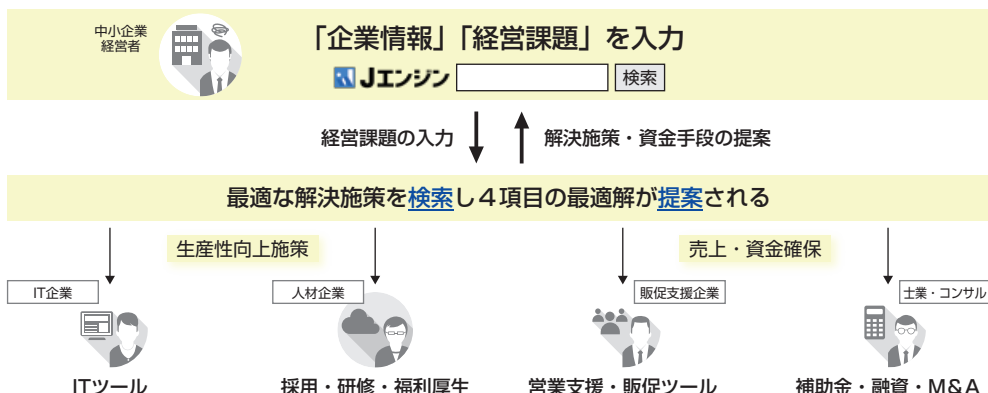
(a) 「経営課題解決エンジン」サービス（Jエンジン）

中小企業向けの経営改善サービスとして「経営課題解決エンジン」（Jエンジン）を開発し年間で1,517社（平成30年3月31日現在）に対してコンサルティングおよび企業内研修等を提供しております。登録会員はWeb経由累計1万2,650社、勉強会経由累計4万2,533社（平成30年3月31日現在）となります。Web上では会員に経営課題解決エンジン機能を無料で提供しております。会員企業が抱える様々な経営課題を入力することで、「業務のIT化」「人材の採用・研修」「営業支援・販促ツール」「資金手段（土業活用）」の4領域にフォーカスした商材・サービスが提案され、詳細情報を請求することができます。その利用企業の一部が有料のコンサルティングサービスの利用を申し込まれます。

当社の提供するコンサルティングサービスは、顧客ごとの経営課題に最適なIT、人材、販促、土業活用（公的支援制度）サービスを選定し、その活用を支援することが主な内容となります。当該コンサルティングサービスに対する報酬が、「経営課題解決エンジン」サービス（Jエンジン）の主たる収益源であります。

当社の経営コンサルティングサービスの強みとして、各専門領域の土業と連携し、サービス導入費用の資金負担を軽減する為、政府および地方自治体等が提供する公的支援制度の活用案内を実施しております。単なる各種商材の提案だけでなく、土業の活用による資金確保を実施することで、資金に余裕のない多くの中小・零細企業が経営改善を実現できると考えております。

また、顧客の集客方法として、全国で中小企業経営者に向けた経営勉強会を年間約600回開催し約2万社の経営層に対してJエンジンの活用事例等を説明する場を設けております。開催においては、中小企業経営層向けにサービスを提供する地銀、電力、生損保、IT等の各企業と連携し、それら企業が自社の顧客を集め、当社コンサルタントが講演を実施する形式で運営しております。



主な提供内容（サービス・機能）は以下のとおりです。

① 経営コンサルティングサービス（有料）

Jエンジン事務局に所属するコンサルタントが、個社ごとにIT、人材、販促、および該当する公的支援制度の最新情報の提供などを通じ、最適な解決策を選定しその活用まで支援いたします。標準的な提供価格は約30万円、提供期間は2～3か月となっております。

② 経営課題解決エンジン機能（無料）

自社の基本情報と経営課題を入力することでIT、人材、販促、土業活用の4領域ごとに最適な商材・サービスが自動で提案、それぞれの商材ごとに詳細情報の請求が可能です。

③ 土業活用支援サービス（無料）

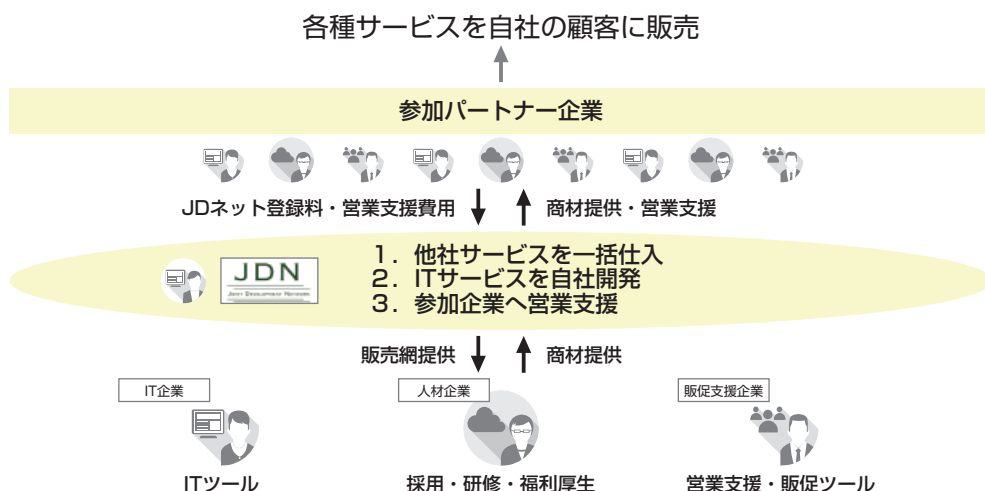
全国の弁護士、税理士、社会保険労務士、行政書士等と連携し、補助金・助成金・融資等の各種公的支援制度から最適な制度をシステムで自動提案し、各土業とのマッチングを実施しています。

(b) 共同仕入れネットワークを介したIT商材の仕入・開発サービス（JDネット）

全国の中小企業累計808社（平成30年3月31日現在）が参加する「共同仕入（開発）ネットワーク」（JDネット）にて、中小企業向けの経営支援サービスを運営し、効率的に仕入及び販売をしています。

JDネットに参加することで、IT、人材、販促領域の合計66種類（平成30年3月31日現在）の各種サービスを販売することが可能となります。それら商材は参加企業数の規模を活かし、各サービス提供企業より有利な条件で仕入れており、参加企業はそれらを自社の顧客へ販売することで収益を確保いたします。

参加にはJDネット登録料（初期50万円）が発生します。営業活動に不慣れな参加企業に対しては、営業支援サービス（月額5万円）を提供しております。また、これらに加えて、パートナー企業が各種経営支援サービスを販売した際の販売マージンが主たる収益源であります。



本サービスの主な提供内容は以下のとおりです。

① 各種経営支援サービスの販売権提供（有料）

参加パートナー企業に対し、各種商材・サービスの販売権を提供。各企業はそれら様々な商材を販売することで収益を確保することができます。「共同仕入（開発）ネットワーク」参加のための登録料50万円を受領いたします。

② 営業支援サービス（有料）

参加パートナー企業に対し、事務局が営業支援を実施いたします。新規顧客開拓、各種商材の勉強会、営業同行等を月額5万円で支援・指導いたします。

③ 各種商材販売に係る販売マージン（有料）

参加パートナー企業が自社の顧客に対して、各種経営支援サービスを販売した際に販売マージンを受領いたします。

主な販売実績のあるサービスは以下のとおりです。

・SEO対策ツール（販促支援）

エンドユーザー企業が自社で安価にSEO施策を実施できる商材です。月額9,800円〜で特定キーワードの対策や、自社サイトの解析等、外部施策、内部施策、そして日々の順位チェックをグラフで表示する機能などが利用できます。

・MG研修、MGオンライン（人材支援）

ソニーが開発した経営者育成研修。一日で4～5期分の会社経営を疑似体験し、それぞれの期末ごとに手書きで決算書を作成し事業戦略を考え、身につけることができます。オンライン版も提供中です。

- ・WTE（IT支援）

当社が運営しているオンライン英会話サービス「ワールドトーク」のシステムを元に開発したスカイブ連動のオンライン語学学習システムです。英会話教室等に導入実績があります。初期100万円～、月額5万円～で導入が可能であり、平成30年3月31日現在45社に導入しております。

- ・サイト解析ツール（販促支援）

ユーザーの行動を視覚的に表示するアクセス解析ツールです。「どのリンクがどのくらいクリックされたのか」や「フォームがクリックされた回数はどれくらいなのか」などがデバイスごとに表示される「ヒートマップ分析」、複数のドメインの一括管理が可能な「マルチドメイン解析」により効果的なアクセス解析が可能です。

- ・X-log（販促支援）

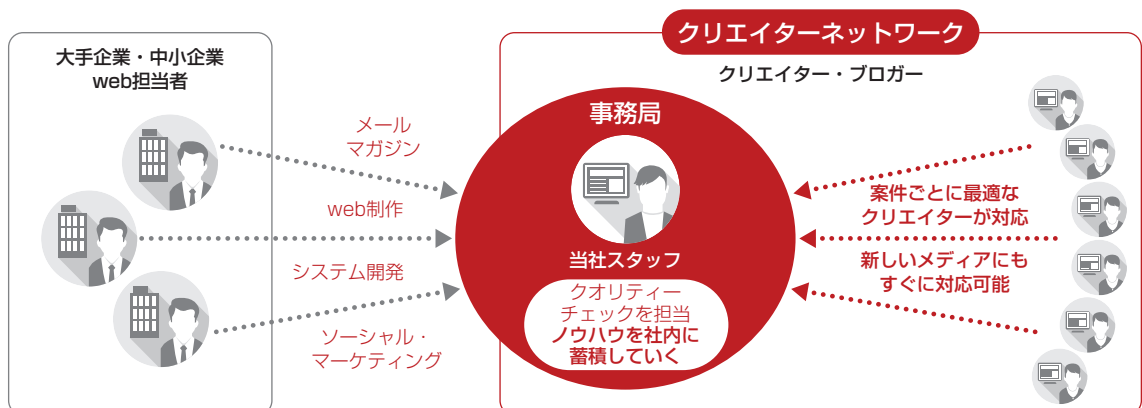
高機能なアクセス解析ツールです。アクセスしてきた企業名の表示、チャットサポート、不正クリック対策などが可能です。

(2) コンテンツ事業

コンテンツ事業は、顧客企業が抱えるマーケティング課題の解決を事業主眼とし、課題解決のためのWeb施策を受託にて企画・提供しております。顧客は、直接取引や広告代理店を介した間接取引である大手・中堅企業となっており、業種業態は広範に及んでおります。特定の企業や、業種業態に偏らず広範に販路を持つことで収益の安定性を確保しております。また、当該事業の中核サービスはメールマーケティング支援、ソーシャルメディア活性支援、コンテンツ制作で、顧客企業との中長期的な関係を構築し、収益の継続性を実現しております。

収益の安定性と継続性を確立する一方で、広範な業種業態のマーケティング課題を解決するために、独自のWebマーケティングノウハウを蓄積しております。自社のWebエディターや、ソーシャルメディアディレクター、プランナー、ディレクターをはじめとした専門チームが中心となり、社外クリエイターと連携しながら、企画からライティング、デザイン、コーディング、運営、改善提案等のプロセスを担当し、メールマーケティング支援、ソーシャルメディア活性支援、コンテンツ制作等のWebマーケティング支援施策一式を一貫で提供する体制を構築しております。

当該事業の主要業務は以下のとおりであり、収益構造としては下記支援サービスに対する受託となっております。



① メールマーケティング支援サービス

顧客企業が集約したメールアドレスに対して、メールマガジンを制作・発行するサービスです。メールマガジンの実制作のほか、上流工程となる戦略立案や、運用計画の策定・改善を行っております。シンプルなテキストを用いたメールマガジン、HTMLコーディングによるHTMLメール、モバイル端末に向けたモバイルメール等、顧客企業の課題に応じた様々なメールマーケティングを実施しており、専門的なメールマーケティングノウハウで顧客企業を支援することが可能です。

② ソーシャルメディア活性化支援サービス

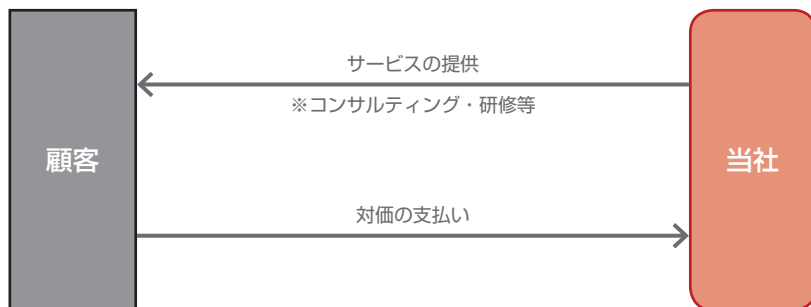
顧客企業のSNSコミュニティの活性化や、Web掲示板等の投稿監視を代行するサービスです。顧客企業は、業務を委託することで運用コストとリスクを低減できるメリットがあります。24時間365日運用を代行する体制を構築することで顧客企業との中長期的な取引関係を実現しております。また自社でネットワークしたブログやSNSの個人メディアを運営する一般管理者約30万人を活用したプロモーションを企画・提供しており、ソーシャルメディアの特性を活かした施策で顧客企業を支援することが可能です。

③ コンテンツ制作サービス

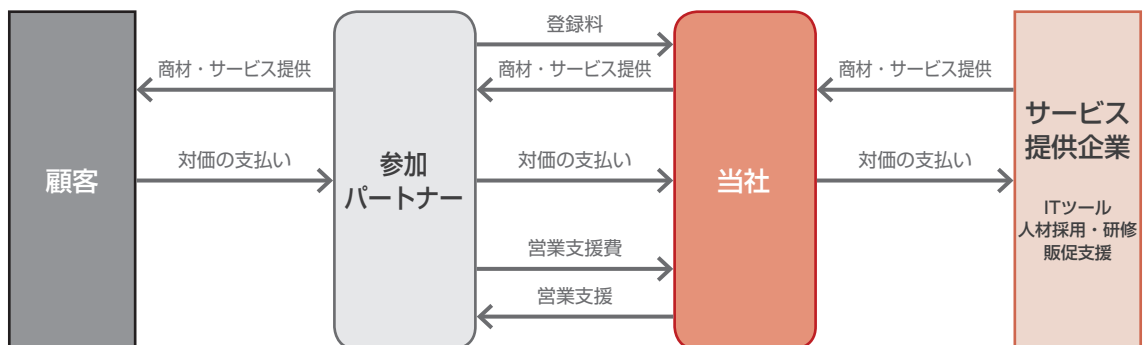
Webコンテンツの企画・制作を行うサービスです。顧客企業との中長期的なプロジェクトに発展させる連載力を業務の特徴としており、なかでも競合多数のなか、心理学の学術的ロジックに裏付けされた心理診断コンテンツの制作や、自社でネットワークした経験豊富な外部ライターとの連携で制作される専門性の高いコンテンツに強みを有しております。単独もしくは、中核業務であるメールマーケティング支援業務や、ソーシャルメディア活性化支援業務と複合的に提供しております。

【事業系統図】

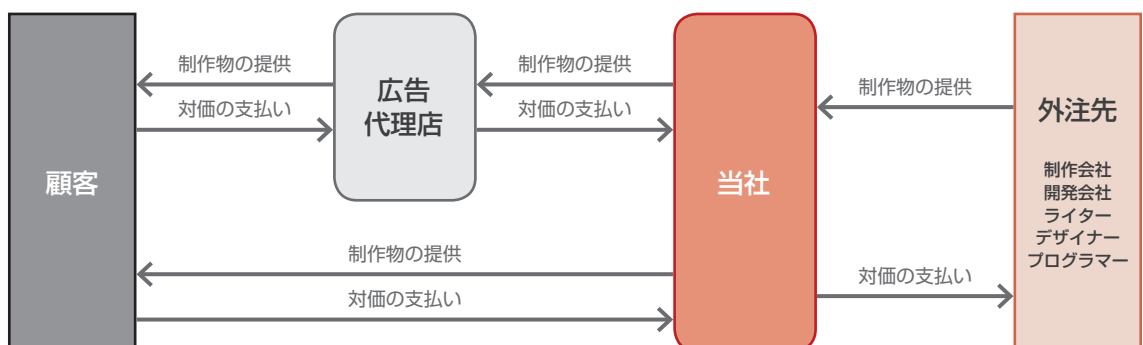
【Jエンジン】



【JDネット】



【コンテンツ事業】



目次

頁

表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	2
3. 募集の条件	3
4. 株式の引受け	4
5. 新規発行による手取金の使途	5
第2 売出要項	6
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	6
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	7
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	9
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	10
募集又は売出しに関する特別記載事項	11
第二部 企業情報	13
第1 企業の概況	13
1. 主要な経営指標等の推移	13
2. 沿革	15
3. 事業の内容	16
4. 関係会社の状況	20
5. 従業員の状況	20
第2 事業の状況	21
1. 業績等の概要	21
2. 生産、受注及び販売の状況	23
3. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	24
4. 事業等のリスク	26
5. 経営上の重要な契約等	29
6. 研究開発活動	29
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	30
第3 設備の状況	32
1. 設備投資等の概要	32
2. 主要な設備の状況	32
3. 設備の新設、除却等の計画	33
第4 提出会社の状況	34
1. 株式等の状況	34
2. 自己株式の取得等の状況	39
3. 配当政策	39
4. 株価の推移	40
5. 役員の状況	41
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	43

第5	経理の状況	48
1.	財務諸表等	49
(1)	財務諸表	49
(2)	主な資産及び負債の内容	100
(3)	その他	103
第6	提出会社の株式事務の概要	122
第7	提出会社の参考情報	124
1.	提出会社の親会社等の情報	124
2.	その他の参考情報	124
第四部	株式公開情報	125
第1	特別利害関係者等の株式等の移動状況	125
第2	第三者割当等の概況	128
1.	第三者割当等による株式等の発行の内容	128
2.	取得者の概況	129
3.	取得者の株式等の移動状況	129
第3	株主の状況	130
	〔監査報告書〕	131

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

平成30年 5 月18日

【会社名】

株式会社ライトアップ

【英訳名】

W r i t e u p C o . , L t d .

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 白石 崇

【本店の所在の場所】

東京都渋谷区渋谷二丁目15番1号

【電話番号】

03-5784-0700 (代表)

【事務連絡者氏名】

執行役員 CFO 高桑 忠久

【最寄りの連絡場所】

東京都渋谷区渋谷二丁目15番1号

【電話番号】

03-5784-0700 (代表)

【事務連絡者氏名】

執行役員 CFO 高桑 忠久

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】

株式

【届出の対象とした募集（売出）金額】

募集金額

ブックビルディング方式による募集

327,675,000円

売出金額

(引受人の買取引受による売出し)

1, 439, 200, 000円

(オーバーアロットメントによる売出し)

ブックビルディング方式による売出し

182,470,000円

(注)

社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。

【縦覧に供する場所】

該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	150,000（注）2.	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株となっております。

（注）1．平成30年5月18日開催の取締役会決議によっております。

2．発行数については、平成30年6月4日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3．当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

4．上記とは別に、平成30年5月18日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式71,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2【募集の方法】

平成30年6月13日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成30年6月4日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	150,000	327,675,000	177,330,000
計（総発行株式）	150,000	327,675,000	177,330,000

- （注） 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成30年5月18日開催の取締役会決議に基づき、平成30年6月13日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（2,570円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は385,500,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）」における「引受人の買取引受けによる売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

①【入札による募集】

該当事項はありません。

②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	100	自 平成30年 6 月15日(金) 至 平成30年 6 月20日(水)	未定 (注) 4.	平成30年 6 月21日(木)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成30年 6 月 4 日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成30年 6 月13日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成30年 6 月 4 日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成30年 6 月13日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成30年 5 月18日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成30年 6 月13日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成30年 6 月22日(金) (以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込み在先立ち、平成30年 6 月 6 日から平成30年 6 月12日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

①【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 渋谷支店	東京都渋谷区渋谷一丁目24番16号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはありません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成30年6月21日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	—	150,000	—

(注) 1. 平成30年6月4日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。
 2. 上記引受人と発行価格決定日(平成30年6月13日)に元引受契約を締結する予定であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
354,660,000	7,000,000	347,660,000

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（2,570円）を基礎として算出した見込額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。

3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額347,660千円については、「1 新規発行株式」の（注）4.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限167,872千円とあわせた、手取概算額合計上限515,532千円を、①システム投資費用、②人員の増員及び採用関連費用、③本社の移転・拡充費用に充当する予定であり、その具体的な内容は以下の通りであります。

①「経営課題解決エンジン」（Jエンジン）の利用者の利便性向上や機能拡充のための投資費用として208,000千円（平成31年3月期に84,000千円、平成32年3月期に84,000千円、平成33年3月期以降に40,000千円）、「共同仕入（開発）ネットワーク」（JDネット）のCS向上のためのユーザーインターフェース改修やパートナー向けの新規商材の開発投資費用として25,000千円（平成31年3月期に10,000千円、平成32年3月期に10,000千円、平成33年3月期以降に5,000千円）及び社内の基幹システム整備・情報セキュリティ強化のための投資費用として30,000千円（平成33年3月期以降）に充当する予定であります。

②事業拡大に伴う管理部門や営業部門の増員のための費用として152,532千円（平成31年3月期に52,000千円、平成32年3月期に52,000千円、平成33年3月期以降に48,532千円）に充当する予定であります。

③上記の人員の採用を実施した場合、現在の本社において人員の収容が困難となることから、本社の移転又は拡充を予定しており、平成32年3月期において100,000千円を移転に係る費用や敷金に充当する予定であります。

なお、上記調達資金は、具体的な充当期までには、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成30年6月13日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	560,000	1,439,200,000	東京都千代田区四番町6 株式会社オプトホールディング 510,000株 東京都渋谷区 白石崇 50,000株
計(総売出株式)	—	560,000	1,439,200,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（2,570円）で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

（1）【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

（2）【ブックビルディング方式】

売価額 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠 金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1. (注) 2.	未定 (注) 2.	自 平成30年 6月15日(金) 至 平成30年 6月20日(水)	100	未定 (注) 2.	引受人の本店及 び営業所	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号 株式会社 S B I 証券 東京都千代田区丸の内三丁 目 3 番 1 号 S M B C 日興証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 20番3号 藍澤証券株式会社 大阪府大阪市中央区本町二 丁目 6 番11号 エース証券株式会社 東京都中央区日本橋二丁目 3 番 1 0 号 水戸証券株式会社 大阪府大阪市中央区今橋一 丁目 8 番12号 岩井コスモ証券株式会社 東京都中央区八丁堀四丁目 7 番1号 東洋証券株式会社 東京都千代田区麹町一丁目 4 番地 松井証券株式会社 東京都港区赤坂一丁目12番 32号 マネックス証券株式会社	未定 (注) 3.

- (注) 1. 売価額の決定方法は、「第 1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の (注) 1. と同様であります。
2. 売価額及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。

3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売価格決定日（平成30年6月13日）に決定する予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は、発行されません。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の（注）7.に記載した販売方針と同様であります。
8. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	71,000	182,470,000	東京都港区六本木一丁目6番1号 株式会社SBI証券 71,000株
計(総売出株式)	—	71,000	182,470,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、株式会社SBI証券が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成30年5月18日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式71,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、株式会社SBI証券は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(2,570 円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3. に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

（1）【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

（2）【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1.	自 平成30年 6月15日(金) 至 平成30年 6月20日(水)	100	未定 (注) 1.	株式会社SBI証券の本店 及び営業所	—	—

(注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。

3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

4. 株式会社SBI証券の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」の（注）7. に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、株式会社SBI証券を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である白石崇（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成30年5月18日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式71,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 71,000株
募集株式の払込金額	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の払込金額と同一とする。）
割当価格	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。）
払込期日	平成30年6月29日
増加資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	東京都渋谷区渋谷一丁目24番16号 株式会社みずほ銀行 渋谷支店

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引もしくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場（売買開始）日から平成30年7月20日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である白石崇、当社株主である村越亨、佐藤寛信及び加藤義夫は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成30年9月19日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、売出人である株式会社オプトホールディング、並びに当社株主であるSBIベンチャー企業成長支援3号投資事業有限責任組合、SBIベンチャー企業成長支援4号投資事業有限責任組合、三菱UFJキャピタル2号投資事業有限責任組合、SBIアドバンス・テクノロジー1号投資事業有限責任組合、SBIベンチャー企業成長支援2号投資事業有限責任組合及びSBIベンチャー企業成長支援投資事業有限責任組合は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成30年9月19日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。）等を行わない旨合意しております。

加えて、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成30年12月18日までの期間は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストック・オプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成30年5月18日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	平成25年 3 月	平成26年 3 月	平成27年 3 月	平成28年 3 月	平成29年 3 月
売上高 (千円)	758, 181	748, 538	939, 525	990, 225	1, 368, 722
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△20, 788	△156, 009	96, 267	106, 924	289, 938
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△101, 945	△156, 230	56, 984	82, 667	191, 657
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	99, 700	99, 700	99, 700	99, 700	99, 700
発行済株式総数 (株)	8, 940	8, 940	8, 940	8, 940	894, 000
純資産額 (千円)	520, 931	364, 701	421, 685	504, 353	696, 011
総資産額 (千円)	836, 350	643, 857	643, 341	767, 713	1, 227, 627
1株当たり純資産額 (円)	58, 269. 77	40, 794. 31	47, 168. 44	188. 05	259. 51
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (△) (円)	△11, 403. 35	△17, 475. 46	6, 374. 12	30. 82	71. 46
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	62. 3	56. 6	65. 5	65. 7	56. 7
自己資本利益率 (%)	△17. 8	△35. 3	14. 5	17. 9	31. 9
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	170, 445	507, 778
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△14, 604	△2, 423
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△37, 521	△53, 581
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	—	515, 388	967, 161
従業員数 (人)	56	60	52	55	72
(外、平均臨時雇用者数)	(1)	(-)	(1)	(4)	(17)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については関連会社が存在しないため記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

5. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

6. 第15期および第16期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、PwCあらた有限責任監査法人の監査を受けておりますが、第12期、第13期および第14期の財務諸表については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、PwCあらた有限責任監査法人の監査を受けておりません。

7. 第12期から第14期はキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目について記載しておりません。

8. 1株当たり配当額および配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
9. 平成28年10月13日開催の取締役会決議により、平成28年11月26日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額および1株当たり当期純利益金額を算定しております。
10. 平成30年1月30日開催の取締役会決議により、平成30年2月16日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っておりますが、第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額および1株当たり当期純利益金額を算定しております。
11. 上記9及び10のとおり、当社は平成28年11月26日付で普通株式1株につき100株、平成30年2月16日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。
- そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
- なお、第12期、第13期および第14期の数値（1株当たり配当額についてはすべて数値）については、PwCあらた有限責任監査法人の監査を受けておりません。
12. 従業員数は就業人員であり、役員は含まれておりません。また、（）内に臨時雇用者（アルバイト、パートタイマー、派遣社員を含む）の年間の平均人数を外数で記載しております。

	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
1株当たり純資産額 (円)	194.23	135.98	157.23	188.05	259.51
1株当たり当期純利益金額 又は1株当たり当期純損失 (円) 金額 (△)	△38.01	△58.25	21.25	30.82	71.46
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当 (円) 額)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2 【沿革】

年月	沿革
平成14年 4 月	東京都渋谷区桜丘町13番 4 号において、有限会社ライトアップを設立し、コンテンツ事業を開始 (資本金300万円)
平成14年11月	クリエイター登録サイト「クリエイターズ・ジェービー」のサービスを開始
平成15年 9 月	株式会社ライトアップに組織変更
平成15年10月	東京都渋谷区桜丘町内にて本社移転
平成15年10月	制作部門の独立を目的に、子会社有限会社ライトアップクリエイト設立
平成16年 8 月	本社を東京都渋谷区道玄坂一丁目20番 2 号に移転
平成17年 1 月	増資 (資本金3,500万円)
平成17年 2 月	子会社を通じてのメディア事業への参入を目的に、子会社株式会社ビーメディアを設立
平成17年 9 月	東京都渋谷区道玄坂内にて本社移転
平成17年 9 月	有限会社ライトアップクリエイトを吸収合併
平成17年10月	増資 (資本金4,250万円)
平成17年12月	増資 (資本金9,970万円)
平成18年 2 月	当社メディア事業参入に伴い、子会社株式会社ビーメディアを解散
平成22年 4 月	共同開発仕入サービス「WriteUp! Group & Partners (後に J D ネットと改称)」の提供開始
平成24年 6 月	本社を東京都渋谷区渋谷に移転
平成26年 4 月	中小企業向け経営支援サービス「Jマッチ (後に J エンジンへ統合)」提供開始
平成26年 5 月	株式会社オプト (現 株式会社オプトホールディング) の連結子会社となる

3【事業の内容】

当社は、「全国、全ての中小企業を黒字にする」を理念に据え、インターネット関連技術を活用し、様々な業種の中小・零細企業に対し総合的な経営支援、Web活用マーケティング支援を主たる業務として展開しております。事業は中小企業の生産性向上を図るための業務のIT化推進を目的としたITツール導入、人材育成、販促支援等を行う「クラウドソリューション事業」と広告代理店や企業から直接Webマーケティングの企画・制作を請け負う「コンテンツ事業」の2つに大別されます。なお、次の2事業は「第5経理の状況 1財務諸表等（1）財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一の区分であります。

（1）クラウドソリューション事業（Jエンジン・JDネット）

（a）「経営課題解決エンジン」サービス（Jエンジン）

中小企業向けの経営改善サービスとして「経営課題解決エンジン」（Jエンジン）を開発し年間で1,517社（平成30年3月31日現在）に対してコンサルティングおよび企業内研修等を提供しております。登録会員はWeb経由累計1万2,650社、勉強会経由累計4万2,533社（平成30年3月31日現在）となります。Web上では会員に経営課題解決エンジン機能を無料で提供しています。会員企業が抱える様々な経営課題を入力することで、「業務のIT化」「人材の採用・研修」「営業支援・販促ツール」「資金手段（土業活用）」の4領域にフォーカスした商材・サービスが提案され、詳細情報を請求することができます。その利用企業の一部が有料のコンサルティングサービスの利用を申し込まれます。

当社の提供するコンサルティングサービスは、顧客ごとの経営課題に最適なIT、人材、販促、土業活用（公的支援制度）サービスを選定し、その活用を支援することが主な内容となります。当該コンサルティングサービスに対する報酬が、「経営課題解決エンジン」サービス（Jエンジン）の主たる収益源であります。

当社の経営コンサルティングサービスの強みとして、各専門領域の土業と連携し、サービス導入費用の資金負担を軽減するため、政府および地方自治体等が提供する公的支援制度の活用案内を実施しております。単なる各種商材の提案だけでなく、土業の活用による資金確保を実施することで、資金に余裕のない多くの中小・零細企業が経営改善を実現できると考えております。

また、顧客の集客方法として、全国で中小企業経営者に向けた経営勉強会を年間約600回開催し約2万社の経営層に対してJエンジンの活用事例等を説明する場を設けております。開催においては、中小企業経営層向けにサービスを提供する地銀、電力、生損保、IT等の各企業と連携し、それら企業が自社の顧客を集め、弊社コンサルタントが講演を実施する形式で運営しております。

主な提供内容（サービス・機能）は以下のとおりです。

①経営コンサルティングサービス（有料）

Jエンジン事務局に所属するコンサルタントが、個社ごとにIT、人材、販促、および該当する公的支援制度の最新情報の提供などを通じ、最適な解決施策を選定しその活用まで支援いたします。標準的な提供価格は約30万円、提供期間は2～3か月となっております。

②経営課題解決エンジン機能（無料）

自社の基本情報と経営課題を入力することでIT、人材、販促、土業活用の4領域ごとに最適な商材・サービスが自動で提案、それぞれの商材ごとに詳細情報の請求が可能です。

③土業活用支援サービス（無料）

全国の弁護士、税理士、社会保険労務士、行政書士等と連携し、補助金・助成金・融資等の各種公的支援制度から最適な制度をシステムで自動提案し、各土業とのマッチングを実施しています。

（b）共同仕入れネットワークを介したIT商材の仕入・開発サービス（JDネット）

全国の中小企業累計808社（平成30年3月31日現在）が参加する「共同仕入（開発）ネットワーク」（JDネット）にて、中小企業向けの経営支援サービスを運営し、効率的に仕入及び販売をしております。

JDネットに参加することで、IT、人材、販促領域の合計66種類（平成30年3月31日現在）の各種サービスを販売することが可能となります。それら商材は参加企業数の規模を活かし、各サービス提供企業より有利な条件で仕入れており、参加企業はそれらを自社の顧客へ販売することで収益を確保いたします。

参加にはJDネット登録料（初期50万円）が発生します。営業活動に不慣れな参加企業に対しては、営業支援サービス（月額5万円）を提供しています。また、これらに加えて、パートナー企業が各種経営支援サービスを販売した際の販売マージンが主たる収益源であります。

本サービスの主な提供内容は以下のとおりです。

①各種経営支援サービスの販売権提供（有料）

参加パートナー企業に対し、各種商材・サービスの販売権を提供。各企業はそれら様々な商材を販売することで収益を確保することができます。「共同仕入（開発）ネットワーク」参加のための登録料50万円を受領します。

②営業支援サービス（有料）

参加パートナー企業に対し、事務局が営業支援を実施いたします。新規顧客開拓、各種商材の勉強会、営業同行等を月額5万円で支援・指導いたします。

③各種商材販売に係る販売マージン（有料）

参加パートナー企業が自社の顧客に対して、各種経営支援サービスを販売した際に販売マージンを受領します。

主な販売実績のあるサービスは以下のとおりです。

・SEO対策ツール（販促支援）

エンドユーザー企業が自社で安価にSEO施策を実施できる商材です。月額9,800円〜で特定キーワードの対策や、自社サイトの解析等、外部施策、内部施策、そして日々の順位チェックをグラフで表示する機能などが利用できます。

・MG研修、MGオンライン（人材支援）

ソニーが開発した経営者育成研修。一日で4～5期分の会社経営を疑似体験し、それぞれの期末ごとに手書きで決算書・BSを作成し事業戦略を考え、身につけることができます。オンライン版も提供中です。

・WTE（IT支援）

弊社が運営しているオンライン英会話サービス「ワールドトーク」のシステムを元に開発したスカイプ連動のオンライン語学学習システムです。英会話教室等に導入実績があります。初期100万円～、月額5万円〜で導入が可能であり、平成30年3月31日現在45社に導入しております。

・サイト解析ツール（販促支援）

ユーザーの行動を視覚的に表示するアクセス解析ツールです。「どのリンクがどのくらいクリックされたのか」や「フォームがクリックされた回数はどれくらいなのか」などがデバイスごとに表示される「ヒートマップ分析」、複数のドメインの一括管理が可能な「マルチドメイン解析」により効果的なアクセス解析が可能です。

・X-log（販促支援）

高機能なアクセス解析ツールです。アクセスしてきた企業名の表示、チャットサポート、不正クリック対策などが可能です。

(2) コンテンツ事業

コンテンツ事業は、顧客企業が抱えるマーケティング課題の解決を事業主眼とし、課題解決のためのWeb施策を受託にて企画・提供しております。顧客は、直接取引や広告代理店を介した間接取引である大手・中堅企業となっており、業種業態は広範に及んでおります。特定の企業や、業種業態に偏らず広範に販路を持つことで収益の安定性を確保しております。また、当該事業の中核サービスはメールマーケティング支援、ソーシャルメディア活性化支援、コンテンツ制作で、顧客企業との中長期的な関係を構築し、収益の継続性を実現しております。

収益の安定性と継続性を確立する一方で、広範な業種業態のマーケティング課題を解決するために、独自のWebマーケティングノウハウを蓄積しております。自社のWebエディターや、ソーシャルメディアディレクター、プランナー、ディレクターをはじめとした専門チームが中心となり、社外クリエイターと連携しながら、企画からライティング、デザイン、コーディング、運営、改善提案等のプロセスを担当し、メールマーケティング支援、ソーシャルメディア活性化支援、コンテンツ制作等のWebマーケティング支援施策一式を一貫で提供する体制を構築しております。

当該事業の主要業務は以下のとおりであり、収益構造としては下記支援サービスに対する受託となっております。

①メールマーケティング支援サービス

顧客企業が集約したメールアドレスに対して、メールマガジンを制作・発行するサービスです。メールマガジンの実制作のほか、上流工程となる戦略立案や、運用計画の策定・改善を行っております。シンプルなテキストを用いたメールマガジン、HTMLコーディングによるHTMLメール、モバイル端末に向けたモバイルメール等、顧客企業の課題に応じた様々なメールマーケティングを実施しており、専門的なメールマーケティングノウハウで顧客企業を支援することが可能です。

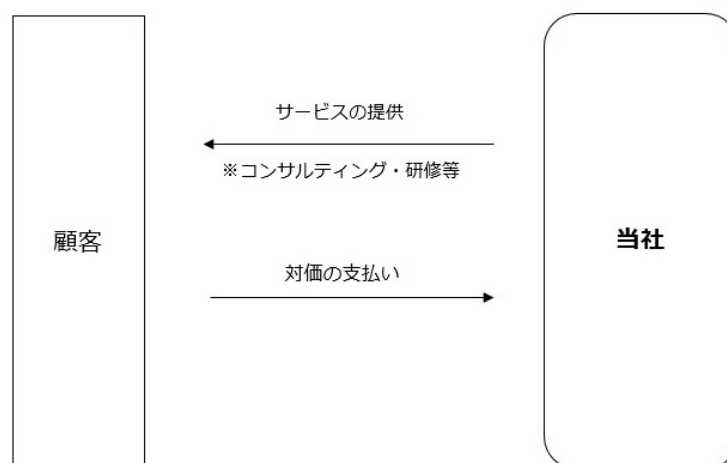
②ソーシャルメディア活性化支援サービス

顧客企業のSNSコミュニティの活性化や、Web掲示板等の投稿監視を代行するサービスです。顧客企業は、業務を委託することで運用コストとリスクを低減できるメリットがあります。24時間365日運用を代行する体制を構築することで顧客企業との中長期的な取引関係を実現しております。また自社でネットワークしたブログやSNSの個人メディアを運営する一般管理者約30万人を活用したプロモーションを企画・提供しており、ソーシャルメディアの特性を活かした施策で顧客企業を支援することが可能です。

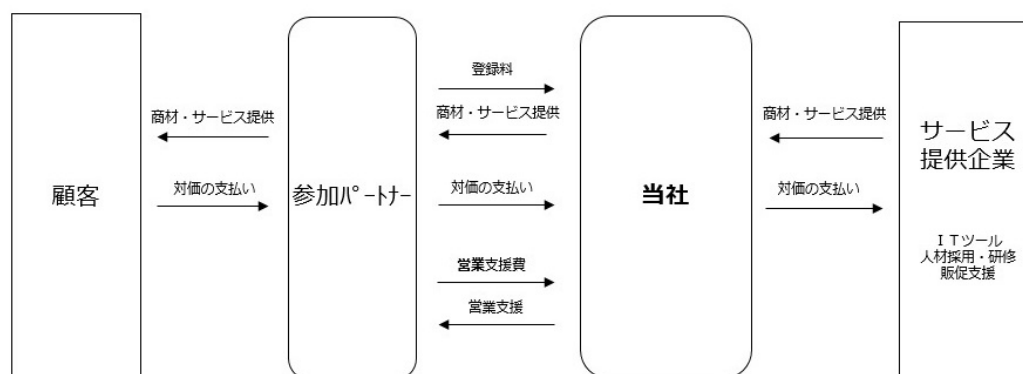
③コンテンツ制作サービス

Webコンテンツの企画・制作を行うサービスです。顧客企業との中長期的なプロジェクトに発展させる連載力を業務の特徴としており、なかでも競合多数のなか、心理学の学術的ロジックに裏付けされた心理診断コンテンツの制作や、自社でネットワークした経験豊富な外部ライターとの連携で制作される専門性の高いコンテンツに強みを有しております。単独もしくは、中核業務であるメールマーケティング支援業務や、ソーシャルメディア活性化支援業務と複合的に提供しております。

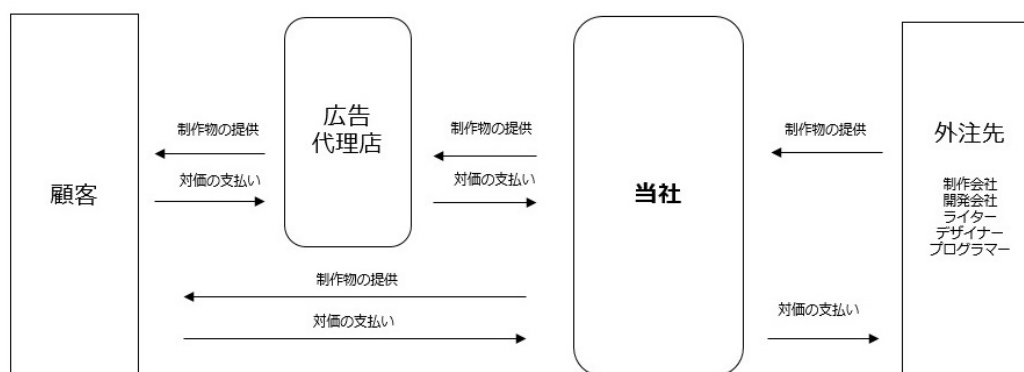
【J エンジン】



【JDネット】



【コンテンツ事業】



4 【関係会社の状況】

当社の親会社は次のとおりであります。

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の 内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容
(親会社) 株式会社オプトホール ディング (注) 1、3	東京都千代田区	7,835,926	マーケティング事業 投資育成事業 海外事業 その他事業	被所有 40.0	経営指導

(注) 1. 有価証券報告書を提出しております。

2. 「主要な事業の内容」の欄には、セグメントの名称を記載しております。

3. 上記、株式会社オプトホールディングの持分は、100分の50以下であります。が、実質的に支配しているため親会社としております。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成30年4月30日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
78 (15)	31.2	4.4	4,350

セグメントの名称	従業員数 (人)
クラウドソリューション事業	48 (8)
コンテンツ事業	26 (6)
全社 (共通)	4 (1)
合計	78 (15)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、役員は含まれておりません。また、() 内に臨時雇用者 (アルバイト、パートタイマー、派遣社員を含む) の最近1年間の平均人数を外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。

3. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は、結成されておきませんが、労使関係については円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

第16期事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

当事業年度におけるわが国経済は、政府の経済政策および日本銀行による金融緩和を背景に円安、株高基調が継続し、景気の回復基調が見られます。しかし一方で、消費税増税の影響や海外景気の下振れ等のリスクが残る状況となっております。

当社の主要な事業領域である国内インターネット広告市場につきましては、平成28年は対前年比13%増の1兆3,100億円（『2016年（平成28年）日本の広告費』・株式会社電通、平成29年2月公表）となり、TV広告に次ぐ市場として継続的に成長しております。また、インターネット広告制作費も、デバイスの多様化やSNSの浸透により、引き続き増加しております。

このような事業環境のなか、当社は、クラウドソリューション事業およびコンテンツ事業の2つの事業を展開してまいりました。クラウドソリューション事業の新規販売メニューの拡充と、業務改善が進んだ結果、当事業年度の売上高は1,368,722千円（前年同期比38.2%増）、営業利益は290,651千円（同169.2%増）、経常利益は289,938千円（同171.2%増）、当期純利益は191,657千円（同131.8%増）となりました。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

クラウドソリューション事業におきましては、Jエンジンが中心となり企業向け教育研修サービスの提供を本格的に開始いたしました。また、JDネット参加パートナー企業への営業支援メニューの提供開始、同時に参加パートナー企業のWebマーケティング商材等の販売に注力してまいりました。

この結果、同セグメントの売上高は1,038,172千円（前年同期比48.2%増）、セグメント利益は358,180千円（同99.0%増）となりました。

コンテンツ事業におきましては、メールマーケティング支援、ソーシャルメディア活性化支援、コンテンツ制作等の各種Webマーケティング支援施策を提供しております。当事業年度は、システム構築等の大型案件や大手広告代理店からのソーシャルメディア等の継続案件が例年より減少しましたが、その減少分を案件数と単価で補うことにより増収増益となりました。

この結果、同セグメントの売上高は330,550千円（前年同期比14.0%増）、セグメント利益は106,482千円（同49.8%増）となりました。

第17期第3四半期累計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日）

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、企業収益の回復や雇用情勢の改善等により、緩やかながらも回復基調を続けてまいりました。しかしながら、米国新政権の不安定な政策運営や東アジアにおける地政学リスクの高まり等、先行き不透明な状況で推移いたしました。

当社の主要な事業領域である国内インターネット広告市場につきましては、平成29年は対前年比15.2%増の1兆5,094億円（『2017年（平成29年）日本の広告費』株式会社電通、平成30年2月公表）となり、TV広告に次ぐ市場として継続的に成長しております。また、インターネット広告制作費も、企業のオウンドメディア単体で完結するのではなく、インターネット以外の施策と連動するサイトやコンテンツの制作、データ分析に基づくサイト運用に関連する制作など、企業のマーケティングやプロモーション活動に繋がる制作案件が増加しております。

このような事業環境のなか、当社は、クラウドソリューション事業およびコンテンツ事業の2つの事業を展開してまいりました。売上高につきましては、クラウドソリューション事業において新規サービスが軌道に乗ったことにより売上増加に寄与したことと、コンテンツ事業においても新規案件の受注が増加したことにより売上高は増加しております。

この結果、当第3四半期累計期間の売上高は1,143,512千円、営業利益は266,960千円、経常利益は266,850千円、四半期純利益は188,182千円となりました。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

クラウドソリューション事業におきましては、Jエンジンにより企業に向けたIT、人材、販促、士業活用の4領域を中心とした経営コンサルティングメニューの本格提供を開始しました。また、JDネット参加パートナー企業への営業支援メニューの提供拡充、同時に参加パートナー企業のWebマーケティング商材等の販売に注力してまいりました。

この結果、同セグメントの売上高は880,292千円、セグメント利益は337,648千円となりました。

コンテンツ事業におきましては、メールマーケティング支援、ソーシャルメディア活性化支援、コンテンツ制作などの各種Webマーケティング支援施策を提供しております。当第3四半期累計期間は、ブログプロモーション・ソーシャル案件及びコンテンツ制作等、新規案件の受注が増加したことにより、増収増益となりました。

この結果、同セグメントの売上高は263,220千円、セグメント利益は79,220千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

第16期事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前年同期と比べ451,773千円増加し、967,161千円となりました。当事業年度におけるキャッシュ・フローの状況とその主な増減要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、507,778千円（前事業年度は170,445千円の収入）となりました。これは主に、減少要因として、法人税等の支払額16,304千円があったものの、税引前当期純利益289,938千円、減価償却費12,577千円、前受金の増加額213,553千円の計上があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、2,423千円（前事業年度は14,604千円の支出）となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出2,018千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、53,581千円（前事業年度は37,521千円の支出）となりました。これは主に、短期借入金の純減少額22,500千円、長期借入金の返済による支出24,430千円、社債の償還による支出4,500千円によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社の事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

(2) 受注状況

当社の受注は、受注から納品までの期間が短く、受注に関する記載を省略しております。

(3) 販売実績

第16期事業年度および第17期第3四半期累計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第16期事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	前年同期比 (%)	第17期第3四半期累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)
クラウドソリューション事業 (千円)	1,038,172	148.2	880,292
コンテンツ事業 (千円)	330,550	114.0	263,220
合計 (千円)	1,368,722	138.2	1,143,512

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 主な相手先別の販売実績および当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が10%以上の相手先がないため、記載を省略しております。

3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社は、「全国、全ての中小企業を黒字にする」を理念に据え、インターネット関連技術を活用し、様々な業種の中小・零細企業に対し総合的な経営支援、Web活用マーケティング支援を主たる業務として展開しております。

(2) 目標とする経営指標

当社は中長期的な企業価値の向上を達成するために、売上高成長率および売上高営業利益率を重視しており、収益性を意識しながら、拡大、成長を実現していくことを目標としております。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

当社が事業展開するインターネット関連業界は、市場規模を拡大し続けている一方、技術の進歩や流行の変化が早く、競争の激しい業界でもあります。当社はこういった環境下において、マーケットの新たな需要や変化に迅速かつ的確に対応していくことを中長期的な経営の方針としております。

(4) 会社の対処すべき課題

①クラウドソリューション事業における取組について

a. 商材供給の安定化および品質の維持について(JDネット)

当社のクラウドソリューション事業では、創業以来のコンテンツ事業のノウハウを活かし、商材や自社メディア・サービスの企画開発を行い、現在商材数は66種類（平成30年3月31日現在）にのぼります。当社で取り扱う商材は、ターゲットユーザーが中小・零細企業であり、機能面では限定されているが安価で使いやすいことが必要なため、価格と質を維持しながら安定的に商材供給を実現することが事業規模拡大の課題です。当社は自社開発にこだわらず、パートナー企業や外部のサービス提供企業とも協力し、安定的な商材供給を確保するように努めております。

また、パートナー企業の満足度向上のためには商材の品質確保が必要になります。取り扱う商材は自社にて動作確認を行い、不具合の発生等を最小限に抑制するように努めております。今後は、更なる品質の向上を実現する事が当社の事業拡大のため必要であると考えます。

b. パートナー企業数の適切な拡充とフォロー強化について(JDネット)

当社のクラウドソリューション事業では、参加パートナー企業数の増大はJDネット登録料売上、営業支援売り上げ、商材売上の増加につながります。一方で、パートナー企業の多くは既存事業の顧客に対して更なる提案を行うために当社の商材を求めており、パートナー企業の無制限な拡大はパートナー企業が抱える既存顧客への過度な営業や奪い合いなどのトラブルを引き起こします。また、弊社による販促支援の人的稼働も有限であることから、満足度の低下をもたらす可能性もあります。そのため、パートナー企業の募集に関しては、地域や業種を加味し適切な拡充をすることに努めております。また、既存パートナー企業に対しては営業同行や商材の勉強会等の開催によるフォローを定期的に行っております。

今後、パートナー企業による商材売上を増加させるためには、新規参加社数の確保だけでなく、既存パートナー企業へのフォローに関しても、体制の強化とともに、より効率的な営業支援方法の確立が必要になります。

c. 土業活用支援サービスの推進について(Jエンジン)

当社は、同サービスを顧客企業に提供するにあたって、土業リソースを活用した政府および地方自治体の中小企業向けの公的支援制度の活用を推奨しております。よって今後、制度の活用に関係する法律、税制等の改正や各種制度に関する政府および地方自治体の施策に重要な変更があった場合、影響を受ける可能性があります。しかしながら、その様な事態に対処するため、本サービスでは、公的支援制度活用以外にも、地方銀行・信用金庫を中心に金融機関と連携した顧客の資金面を支援する体制づくり、および顧客企業の固定費等を削減し資金確保を実現するためのコスト削減商材の提供を拡大する計画です。

②コンテンツ事業における取組について

a. ソーシャルメディアやデバイスの変化への対応について

当社は、今後の事業拡大において、新たなソーシャルメディアの出現、スマートフォンやタブレット端末等の新しいデバイスの出現等にみられるインターネット市場におけるトレンドを常に把握しながら、顧客のマーケティングニーズへの対応を図ることが重要と考えております。そのため、新たなソーシャルメディアやその活用方法に関して、企画から制作、運用までを一貫して展開できるサービス体制の強化を引き続き図っていく方針であります。

b. クラウドソリューション事業との連携強化について

当社のクラウドソリューション事業では、全国のパートナー企業による販売網を構築し、Webマーケティングに関する商材等を販売しております。そういった中で、当社としては首都圏以外の地域に大きな潜在的な需要があると思込んでおり、コンテンツ事業の売上高向上には、現状、大手広告代理店との連携が主要ですが、クラウドソリューション事業との連携強化による全国展開も必要と考えております。そのために、コンテンツ事業の商材をパートナー企業にも展開していく方針であります。

③新規事業の展開について

当社の主要事業であるクラウドソリューション事業では、販売代理店であるパートナー企業に安価で利益率の高い経営支援・Web活用支援に関する商材を提供しておりますが、パートナー企業にも様々な特性とニーズがあるため、パートナー企業にとって有益な価値を提供する新規事業の展開が今後の事業規模拡大につながると考えております。よってクラウドソリューション事業拡大のため、新規事業として中小企業の販売力強化を目的とした採用や教育支援等を行う人材事業領域の新規事業展開を検討しております。

④優秀な人材の確保と組織体制の強化について

当社が継続的に企業価値を拡大していくためには、より専門性の高いサービスを構築できる人材を十分に確保していくことが重要であると考えております。ソーシャルメディアと親和性が高いと考えられる新卒採用に注力するとともに、高い専門性を有する人材および管理職の獲得のため中途採用にも取り組んでおります。

また、事業の拡大に応じた管理業務を支障なく遂行できるよう、内部統制の仕組みを改善し、管理部門の人員についても必要に応じて強化して参ります。

4 【事業等のリスク】

当社の経営成績、財政状態および株価等に影響を及ぼす可能性のあるリスク要因を以下に記載しております。当社はこれらのリスクが発生する可能性を認識した上で、その発生の予防および発生時の対応に努力する方針であります。当社の経営成績または財政状態等についての判断、当社株式に関する投資判断は、以下の記載事項および本書中の本項以外の記載事項も慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。また、以下の記載事項は、当社株式への投資に関するすべてのリスクを網羅するものではありません。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

1. 当社の事業について

(1) クラウドソリューション事業について

①適切な商材の開発・確保について

クラウドソリューション事業で取り扱う商材は自社で開発、あるいは外注先やパートナー企業にて開発され、自社にてテスト利用された後、パートナー企業に提供しています。現在、多種多様なパートナー企業のニーズに対応するため、商材はマーケティング分野を中心に66種類（平成30年3月31日現在）取り揃えております。しかしインターネット関連業界は技術革新が早く、常に新たな商材を供給する必要があるため、今後、自社・外注先の開発力の低下等の要因により、適切な商材が供給できない場合、パートナー企業のニーズを十分満たすことができず事業規模の拡大が困難になる可能性があります。

②パートナー数の増加について

当社はパートナー企業から契約時にJDネット登録料を受領し、パートナー企業による当社商材の売上を計上しております。そのため、パートナー企業数が増加しなかった場合、JDネット登録料売上および商材売上が増加せず、当社の業績に影響を与える可能性があります。

③パートナー企業に対する売上債権管理について

当社が商材を販売するパートナー企業は比較的小規模で与信リスクの高い企業が多いため、パートナー企業に対する債権管理が重要になります。現状、当社は1パートナー当たりの取引金額が少額であり、支払が遅延した際には取引を停止し、代金の回収後に取引を再開することで、代金回収の確実化を図っております。しかしながら、景気の大きな変化等により一度に多くのパートナー企業の経営が悪化した場合、パートナー企業に対する代金回収が十分に行えないといった事象が発生し、当社の事業の遂行に支障をきたす可能性があります。

④人材採用・研修サービスについて

政府および地方自治体の施策の変更により、各種公的支援制度の予算が削減された場合、研修助成金等の減額等により顧客の購買意欲が減退するといった事象が発生し、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(2) コンテンツ事業について

①競合について

当社の属するインターネット関連業界においては、競合他社が多数存在します。当社は業界内において、コンテンツ企画・制作における品質・採用する技術・価格等において差別化を図り、競争力を維持することを経営課題としておりますが、競合他社との差別化が困難となった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

②ソーシャルメディアの普及について

当社は、今後のコンテンツ事業の拡大について、他社が運営するサイトや個人が運営するブログや口コミサイトを含めたソーシャルメディア全体の普及および利用が拡大することを前提としております。しかし、新たなメディア市場の登場等により現状のソーシャルメディア市場の成長鈍化若しくは縮小等が発生した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

③優秀なクリエイター・外注先の確保について

当社は、コンテンツ制作やサイト構築等の業務においては、優秀なクリエイターやデザイン・システム構築を事業とする再委託先との協力の下で事業を遂行しております。当社としては、今後もクリエイター等のアライアンス先を拡大していく所存ですが、優秀なクリエイター等が十分に確保できない場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、クリエイターとは今後も関係強化を図る一方、選定にあたっては、過去の取引実績や技能水準等を確認した上で取引を開始していることに加え、制作過程においても、当社の制作担当者が納品された制作物に対して検品を行う等、品質管理の徹底を継続的に行っています。しかしながら、万一不良品が発生し、それらを取引先に納品した場合

合や、顧客に満足して頂く品質水準に達しない場合、契約時点では予見不能な追加コストが発生し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

（３）新規事業の展開について

当社は企業価値を高めるために事業規模の拡大をすべく、今後も新規事業を展開していく予定であります。新規事業については事業計画を十分に検討した上で実施することとしておりますが、その事業計画には予想や仮説に基づく部分も存在するため、当該予想や仮説が現実と大きく違った場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

（４）技術革新について

当社の属するインターネット関連業界は、技術革新や顧客の求めるサービスの変化が早いことから、当社としては、新技術や変化する顧客のニーズに遅れることなく、柔軟に対応する方針であります。新技術対応や顧客のニーズへの対応が遅れた場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

（５）システムに関するリスクについて

当社は当社の事業において、サーバー等ハードウェアを用いてサービスを提供しております。これらがアクセス集中によるサーバー負荷の増大や自然災害、事故および外部からの不正アクセス等により、システムダウンが発生する可能性があります。これに対して当社は外部からの不正侵入を防ぐ対策等を行っておりますが、何らかの理由により重要なデータが消失または漏洩した場合、またはサービスが提供できなくなった場合には、損害賠償の発生や信用低下等により当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

（６）知的財産権について

①当社の知的財産権の保全について

当社は特許権・商標権等の出願により積極的に当社の有する知的財産権を保全していく方針であります。しかし、当社の行った登録出願が認定されなかった場合等、知的財産権の保全が不十分になった場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社の有する知的財産権が第三者から侵害を受けた場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

②当社による第三者の知的財産権の侵害

当社が制作するコンテンツについて、第三者の商標権・著作権等の知的財産権を侵害しないように留意し、調査を行っておりますが、完全に調査することは極めて困難であります。当社が第三者の知的財産権を侵害してしまった場合には、損害賠償または当該知的財産権の使用に関する対価の支払等が発生する場合があります。その結果、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

（７）個人情報等の保護について

当社では、コンテンツの企画・制作を登録クリエイターと共に行っており、質の高い企画・制作を行うために、クリエイターの氏名や住所の他、年齢・職業・メールアドレスといった個人情報を求め、データとして管理しております。当社としては、これらの情報について、「個人情報保護に関する法律」を遵守することとしております。そのため、個人情報の保管されているデータベースへのアクセス権限を設けること等、各種情報セキュリティ対策を講じておりますが、情報管理に関する社内体制の不備や社外からの不正アクセス等により、これらのデータが外部に漏洩した場合、当社への信用低下や損害賠償請求等によって当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

２．外部環境について

（１）インターネットを取り巻く環境について

当社は、インターネットでのWebマーケティングサービスの提供とコンテンツ制作を事業基盤としており、インターネットおよび関連サービス等の更なる発展が、当社が今後成長を図る上で重要であると考えております。

これまで、インターネット利用者は増加を続けており、総務省の平成28年通信利用動向調査（平成29年7月公表）によれば、日本国内のインターネット利用者数は1億84万人（対前年比38万人増）と人口に対する普及率は83.5%と推計されております。また、インターネット上では、新たなビジネスモデルの開発や技術の革新が活発に行われております。

しかしながら、インターネットの普及に伴う個人情報の漏洩、改ざん、不正使用等や、社会道徳または公序良俗に反する行為等への対応としての新たな法的規制導入や、その他予期せぬ要因によって、インターネットおよび関連サービス等の発展が阻害される可能性があり、動向等により当社の事業展開、財政状況および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

（２）中小企業を取り巻く環境について

当社の販売代理店であるパートナー企業は中小企業が多く、Webビジネスに取り組む中小企業の増加が、今後当社事業の拡大を図る上で重要であると考えております。

中小企業の経営環境は厳しく、中小企業庁の平成28年中小企業実態基本調査（平成29年3月公表）によれば、平成27年度における中小企業の売上高は485兆円で、前年度に比べ1.6%減少しておりますが、情報通信業の1企業あたりの売上高は、前年度に比べて22.3%増加しております。今後において、景気悪化等により、更なる中小企業の経営環境が悪化した場合、当社の事業展開、財政状況および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

（３）公的支援制度の提供環境について

Jエンジンの顧客企業は各士業を通じ、ITツールの導入時や人材育成のための企業内研修の実施時などに、該当する公的支援制度（補助金・助成金・融資等）の活用を実施しております。今後、自治体等の政策転換により各種公的支援制度が減額・廃止されることにより中小企業の購買意欲が減少し、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

（４）法的規制について

当社が事業を展開するインターネット関連業界はまだ歴史が浅く、インターネット上の情報流通や電子商取引に関連した法的規制の整備が進みつつある状態であります。当社事業のうちコンテンツ事業は、不当景品類及び不当表示防止法、知的財産権に関する法律等の適用を受けております。これらの法律上で問題にならないようマーケティング活動を行っておりますが、万一法令違反に該当するような事態が発生した場合や、今後の現行法令の解釈の変更や改正並びに新法令の制定等がなされ、当社事業が制約を受けることになった場合、当該規制への対応に際して法的費用の発生やサービス内容の変更や新たな開発に要する費用の発生、事業活動への制約が生じること等により、当社の業績に影響を与える可能性があります。

３．当社の事業体制について

（１）代表者への依存について

当社代表取締役社長の白石崇は、当社の重要事項に関する意思決定、基幹事業の推進等において、重要な役割を果たしております。従いまして、代表取締役社長の白石崇が何らかの理由により当社の業務を遂行することが不可能あるいは困難となった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

（２）小規模組織であることについて

当社は創業後の社歴が浅く、従業員数も比較的少数であるため、各業務分野、内部管理において少人数の人材に依存しております。当社では特定の人員に過度の依存をしないよう組織的な経営体制を整備し、全般的な経営リスクの軽減に努めると共に、内部管理体制の整備・強化を図ってまいりますが、何らかの理由で従業員等に業務遂行上の支障が生じた場合、あるいは従業員が社外に流出した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

（３）システム管理および運用・管理の体制について

当社は、クラウドソリューション事業およびコンテンツ事業において、外部業者ホスティングサービスのサーバーを利用しております。このため、外部業者に障害等が発生した場合には、データのバックアップ体制は整備しているものの、サービス遅延等により当社に対する顧客の信用低下が発生した場合等については、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

（４）人材の育成および確保について

当社成長のためには、優秀な人材の確保、育成が重要な要素であると言えます。しかし、当社の事業拡大に応じた十分な人材の確保、育成が可能か否かは不確実であり、これらが不十分な場合は、業務遂行および業務拡大に支障をきたし、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

（５）オプトグループとの関係について

①オプトグループにおける位置づけ

当社は、本書提出日現在において、当社議決権の40.0%を所有する株式会社オプトホールディングを中核とした企業グループ（以下、「オプトグループ」といいます。）に属しております。オプトグループは、「マーケティング事業」「投資育成事業」「海外事業」を行っており、当社はその中で「投資育成事業」に属しております。

当社とオプトグループの間には重要な取引関係はありません。なお、オプトグループ内で一部当社と類似した商材を扱っている会社が存在しますが、主として販売先の企業規模の違いから重大な競合関係は生じておりません。

今回の当社上場に伴う新株式発行および売出しにおいて、株式会社オプトホールディングが保有する当社株式の一部売出しを予定していることにより、同社による当社議決権の所有割合は20%未満となり、上場後同社は当社の関係会社ではなくなる見込みであります。

②オプトグループとの取引関係

オプトグループとの取引については、当社はコンテンツ制作の業務を受託しております。平成29年3月期における当社の売上高に占めるオプトグループ向け売上高の割合は2.7%となっております。

オプトグループとの取引条件につきましては、定期的に契約の見直しを行っております。また、オプトグループに限らず関連当事者取引等については、取引を行う合理性および取引条件の妥当性が保護され、当社が適正利益を確保できると判断される場合を除いては、基本的に行わないことにしております。関連当事者取引等の実施につきましては、当該取引が当社の経営の健全性を損なっていないか、当該取引が合理的判断に照らして有効であるか、また、取引条件等は他の外部取引と比較して適正であるか等に特に留意し、取締役会の決議により行う体制であります。

4. その他

配当政策について

当社は、設立以来、経営基盤の長期安定に向け財務体質の強化と今後の事業展開に備えるため内部留保の充実を図ってまいりました。そのため、現在に至るまで配当は実施しておりません。しかし株主へ利益還元を行うことを経営戦略の重要な軸に据えているため、今後、経営成績およびキャッシュ・フローの状況等を勘案しつつ利益配当を検討する所存であります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債および収益・費用の報告金額に影響を与える見積りを必要としております。これらの見積りについては、継続して評価し、必要に応じて見直しを行っていますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果は、これらと異なることがあります。

なお、当社の財務諸表の作成に当たって採用する重要な会計方針につきましては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

第16期事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

(資産の部)

当事業年度末の総資産は、前事業年度末より459,913千円増加し、1,227,627千円となりました。

流動資産は、前事業年度末より471,158千円増加し、1,124,242千円となりました。これは主に、現金及び預金が451,773千円増加し967,161千円になったことによるものであります。

固定資産は、前事業年度末より11,245千円減少し、103,384千円となりました。これは主に、有形固定資産が4,517千円、ソフトウェアが6,886千円減少したことによるものであります。

(負債の部)

当事業年度末の負債は、前事業年度末より268,255千円増加し、531,615千円となりました。

流動負債は、前事業年度末より270,434千円増加し、527,568千円となりました。これは主に、有利子負債が51,430千円減少した一方、未払法人税等が91,260千円、教育研修事業の本格始動により前受金が213,553千円増加したことによるものであります。

固定負債は、前事業年度末より2,178千円減少し、4,047千円となりました。これはリース債務が2,178千円減少したことによるものであります。

(純資産の部)

当事業年度末の純資産は、前事業年度末より191,657千円増加し、696,011千円となりました。これは当期純利益の計上により繰越利益剰余金が191,657千円増加したことによるものです。

なお、自己資本比率は56.7%となっております。

第17期第3四半期累計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日）

(資産の部)

当第3四半期会計期間末の資産合計は、前事業年度末と比べ43,197千円減少し、1,184,429千円となりました。これは主に、現金及び預金が61,365千円減少し、受取手形及び売掛金が10,549千円、敷金が7,374千円増加したことによるものであります。

(負債の部)

当第3四半期会計期間末の負債合計は、前事業年度末と比べ231,379千円減少し、300,235千円となりました。これは主に、前受金が161,079千円、未払法人税等が83,719千円減少したことによるものであります。

(純資産の部)

当第3四半期会計期間末の純資産合計は、前事業年度末と比べ188,182千円増加し、884,194千円となりました。これは四半期当期純利益の計上により繰越利益剰余金が188,182千円増加したことによるものです。純資産の内訳は資本金が99,700千円、資本剰余金が17,600千円、利益剰余金が766,894千円であります。

なお、自己資本比率は74.7%となっております。

(3) 経営成績の分析

第16期事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

当事業年度におきまして、クラウドソリューション事業につきましては、前事業年度に引き続き、パートナー網の活性化に努め、新規加入のパートナー企業の獲得、企業向け教育研修サービスの認知活動や実効性のある研修内容の提供をおこなうことを目指し、コンテンツ事業につきましては、システム構築案件や大手広告代理店からのソーシャルメディア等の継続案件の獲得を目指して事業に取り組んでまいりました。

この結果、当事業年度の売上高は、前事業年度に比べて378,497千円増収の1,368,722千円、営業利益は、前事業年度に比べて182,674千円増益の290,651千円となりました。

経常利益および当期純利益は、前事業年度に比べて経常利益が183,013千円増益の289,938千円に、当期純利益が前事業年度に比べて108,990千円増益の191,657千円となりました。

第17期第3四半期累計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日）

当第3四半期累計期間におきまして、クラウドソリューション事業につきましては、企業向け教育研修サービスを軌道に乗せることと新規加入のパートナー企業を獲得することに、コンテンツ事業につきましては、ブログプロモーション・ソーシャル案件およびコンテンツ制作等の新規案件の受注獲得を目指して事業に取り組んでまいりました。

この結果、当第3四半期累計期間の売上高は、1,143,512千円、営業利益は266,960千円となりました。

経常利益および四半期純利益につきましては、経常利益が266,850千円となり、四半期純利益は188,182千円となりました。

(4) キャッシュ・フローの分析

キャッシュ・フローの状況と増減につきましては、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

(6) 経営戦略の現状と見通し

当社といたしましては、引き続き中小企業に対して新規販売代理店として募集していきますが、今後は既存パートナー企業へのフォローに関しても、体制の強化とともに、より効率的な営業支援方法の確立が必要になると考えております。また、コンテンツ事業に関してはソーシャルメディアマーケティング市場が成長を続けるものと見込んでおり、クラウドソリューション事業向けの商材開発にも取り組んでいきます。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社のクラウドソリューション事業では、商材や自社メディア・サービスの企画および開発を行い、現在商材数は66種類（平成30年3月31日現在）にのぼります。当社で取り扱う商材は、ターゲットユーザーが中小・零細企業であり、機能面では限定されているが安価で使いやすいことが求められるため、価格と質を維持しながら安定的に商材供給を実現することが事業規模拡大の課題です。今後はさらに、迅速かつ安定的な商材供給を確保するのがパートナー企業の満足度向上のために必要であり、自社開発にこだわらず、パートナー企業や外注先とも協力し、商材供給を図っていきます。

また、コンテンツ事業では、インターネット広告制作市場の拡大に対応できる体制づくりと企画・開発に関する「ノウハウ」と「制作リソース」の活用と蓄積を念頭に置き、それを強みに企業規模や業種を問わずあらゆる顧客層からの企画制作案件を受託できるという有利なポジションの確立を目指していきます。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第16期事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

当事業年度の設備投資（無形固定資産を含む）の総額は2,018千円であり、主に全社で共有するソフトウェアの開発に伴うものであります。

第17期第3四半期累計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日）

記載すべき事項はありません。

2【主要な設備の状況】

平成29年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
			建物 附属設備 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	リース資産 (千円)	ソフトウェア (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都渋谷区)	クラウドソリューション事業 コンテンツ事業 全社	本社業務 設備	12,735	308	5,507	10,273	28,825	72(17)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. 「ソフトウェア」にはソフトウェア仮勘定が含まれております。
4. 建物は賃借物件であり、年間賃借料は79,192千円であります。
5. 従業員数は就業人員であり、役員は含まれておりません。また、() 内に臨時雇用者（アルバイト、パートタイマー、派遣社員を含む）の年間の平均人数を外数で記載しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】（平成30年1月31日現在）

当社の設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

なお、最近日現在における重要な設備の新設、改修計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	10,500,000
計	10,500,000

(注) 平成30年1月30日開催の取締役会決議により、平成30年2月16日付で株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は7,000,000株増加し、10,500,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,682,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
計	2,682,000	—	—

(注) 平成30年1月30日開催の取締役会決議により、平成30年2月16日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。これにより発行済株式数は1,788,000株増加し、2,682,000株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第3回新株予約権（平成28年6月28日定時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数（個）	94	94
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	9,400（注）1	9,400
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,000（注）2	同左
新株予約権の行使期間	自 平成30年6月30日 至 平成38年6月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,000 資本組入額 500	同左
新株予約権の行使の条件	権利行使時において当社並びに当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員たる地位を保有していることとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けたものとの間で締結した「新株予約権申込書兼割当契約書」で定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額1,000円（以下「行使価額」という。）に本新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新

株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、割当日後、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

- (3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成28年11月26日 (注) 1	885,060	894,000	—	99,700	—	17,600
平成30年2月16日 (注) 2	1,788,000	2,682,000	—	99,700	—	17,600

- (注) 1. 株式分割 (1 : 100) によるものであります。
2. 株式分割 (1 : 3) によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

平成30年4月30日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株 式の状況 （株）
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	－	6	1	－	－	6	13	－
所有株式数 （単元）	－	－	1,800	10,728	－	－	14,292	26,820	－
所有株式数の割 合（％）	－	－	6.71	40.00	－	－	53.29	100	－

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成30年4月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 2,682,000	26,820	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	2,682,000	—	—
総株主の議決権	—	26,820	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第3回新株予約権（平成28年6月28日定時株主総会決議）

決議年月日	平成28年6月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の取締役3 当社の従業員5
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元を重要な経営課題であると認識しており、事業基盤の整備状況、業績や財政状態等を総合的に勘案のうえ配当を実施してまいりたいと考えております。しかしながら、当面は事業基盤の整備を優先することが株主価値の最大化に資するとの考えから、その原資となる内部留保の充実を基本方針とさせていただき所存であります。また、現時点において配当実施の可能性およびその実施時期等については未定であります。

なお、当社は、剰余金を配当する場合に、期末配当の年1回を基本的な方針としておりますが、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当制度を採用しており、配当の決定機関は、中間配当については取締役会、期末配当については株主総会である旨を定款に定めております。内部留保資金につきましては、財務体質の強化および将来の事業展開のための財源として利用していく予定であります。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性10名 女性一名（役員のうち女性の比率－％）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役社長 (代表取締役)		白石 崇	昭和48年12月30日生	平成9年4月 日本電信電話株式会社入社 平成12年4月 株式会社ぶらなネットワークス（現 株式会社NTTぷらな）出向 平成13年4月 株式会社サイバーエージェンツ入社 平成14年4月 有限会社ライトアップ（現 当社）設立 代表取締役 就任（現任）	(注) 3	1,363,800
取締役	社長室担当	村越 亨	昭和48年3月16日生	平成8年9月 吉田公認会計士事務所（現 湘南パートナーズ税理士法人）入所 平成13年3月 トーメンサイバービジネス株式会社入社 平成16年9月 同社 管理本部経理グループリーダー 平成18年5月 当社入社 管理グループマネージャー 平成19年5月 当社取締役 就任（現任）	(注) 3	900
取締役	コンテンツ事業 部門担当	佐藤 寛信	昭和52年10月7日生	平成12年4月 フリーランスの新聞記者・ライターとして活動 平成17年7月 当社入社 平成18年9月 当社 エディトリアルグループ マネージャー 平成21年9月 当社取締役 就任（現任）	(注) 3	600
取締役	クラウドソリューション事業部 門担当	吉本 信治郎	昭和51年2月15日生	平成11年4月 ブライスウォーターハウス コーパースコンサルタント 株式会社（現 日本アイ・ビー・エム株式会社）入社 平成13年4月 株式会社ガーラ入社 平成15年12月 同社執行役員 就任 平成17年10月 ソフトブレーション・サービス 株式会社 執行役員 就任 平成18年5月 当社監査役 就任 平成24年6月 当社取締役 就任（現任）	(注) 3	－
取締役		吉川 浩永	昭和48年9月5日生	平成12年6月 株式会社オプト（現 株式会社オプトホールディング）入社 平成22年1月 同社執行役員 就任 平成25年1月 株式会社Consumer first 代表取締役 就任 平成27年2月 当社取締役 就任（現任） 平成29年1月 合同会社HY 代表社員 就任（現任）	(注) 3	－
取締役		原 大二郎	昭和53年6月25日生	平成18年10月 弁護士登録 平成18年10月 弘中総合法律事務所 入所 平成21年7月 清水直法律事務所 入所 平成27年10月 ライジング法律事務所設立 パートナー就任（現任） 平成28年12月 当社取締役 就任（現任） 平成29年12月 株式会社ゼネラル・オイスター 取締役就任（現任）	(注) 3	－

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役		細川 幸一郎	昭和24年2月19日生	昭和48年4月 株式会社日刊スポーツ印刷 社 入社 平成15年6月 同社取締役就任 平成19年6月 同社取締役退任 顧問就任 平成20年6月 同社顧問退任 平成24年6月 当社監査役 (現任)	(注) 4	—
監査役		大雲 卓雄	昭和51年1月17日生	平成11年11月 ベックワンパートナーズ総 合事務所入所 (現職) 平成12年3月 司法書士登録 平成19年10月 大雲司法書士事務所開設 (現任) 平成24年6月 当社監査役 (現任)	(注) 4	—
監査役		本行 隆之	昭和51年11月7日生	平成11年4月 センチュリー監査法人 (現 有限責任あずさ監査法人) 入所 平成17年12月 株式会社KPMG FAS 入社 平成23年11月 株式会社龍土町コンサルテ ィング代表パートナー (現 任) 平成25年1月 シロウマサイエンス株式会 社 取締役 就任 (現任) 平成26年6月 のぞみ監査法人 代表社員 (現任) 平成26年7月 Hamee株式会社 監査役 就任 (現任) 平成26年11月 株式会社Stand by C取締役 就任 平成28年3月 大江戸温泉リゾート投資法人 監督役員 就任 (現任) 株式会社Stand by C京都 代表取締役 就任 (現任) 平成28年6月 株式会社NHKビジネスクリ エイト 監査役 就任 (現 任) 当社監査役 就任 (現任) 平成28年12月 株式会社みらいワークス 監査役 就任 (現任) 平成29年6月 株式会社NHKアート 監査 役 就任 (現任) 平成29年7月 株式会社インフキュリオ ン・グループ 監査役 就 任 (現任)	(注) 4	—
計						1,365,300

- (注) 1. 取締役吉川浩永氏および原大二郎氏は、社外取締役であります。
2. 監査役細川幸一郎氏、大雲卓雄氏および本行隆之氏は、社外監査役であります。
3. 平成30年2月15日開催の臨時株主総会終結の時から選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 平成30年2月15日開催の臨時株主総会終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 当社では、迅速かつ効率的な業務執行を行うため、執行役員制度を導入しております。本書提出日現在では、加藤義夫 (コンテンツ事業部門担当)、小口裕也 (クラウドソリューション事業部門担当)、杉山宏樹 (クラウドソリューション事業部門担当)、高桑忠久 (管理部門担当) の4名で構成されております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

※コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、企業としての社会的責任を自覚し、持続的に企業価値を高めていくことを基本とし、経営機構における監督機能を強化するとともに、透明性、適法性を確保しつつ、迅速な業務執行体制の確立を図っております。

また、コンプライアンスを重視し、内部統制システムの整備に努め、株主や取引先等のステークホルダーや社会から信頼される企業としてコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

なお、当社の主要株主である株式会社オプトホールディングは当社の親会社に該当しております。当社は支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針として、支配株主等との取引条件等におきましては、他の会社と取引を行う場合と同様に契約条件や市場価格を見ながら合理的に決定し、その可否、条件等につき少数株主の権利を不当に害することのないよう十分に検討した上で取引を実施する方針としております。

①企業統治の体制の概要

イ．企業統治の体制の概要

(取締役会)

当社の取締役会は取締役6名（うち2名は社外取締役）で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。取締役会については、原則として毎月1回の定期開催と、必要に応じて随時機動的に臨時開催を行っております。取締役会では、経営に関する重要事項についての意思決定を行うほか、取締役から業務執行状況の報告を適時受け、取締役の業務執行を監督しております。

また、取締役会には監査役3名（全員が社外監査役）が出席し、必要に応じて意見を述べております。

(監査役会)

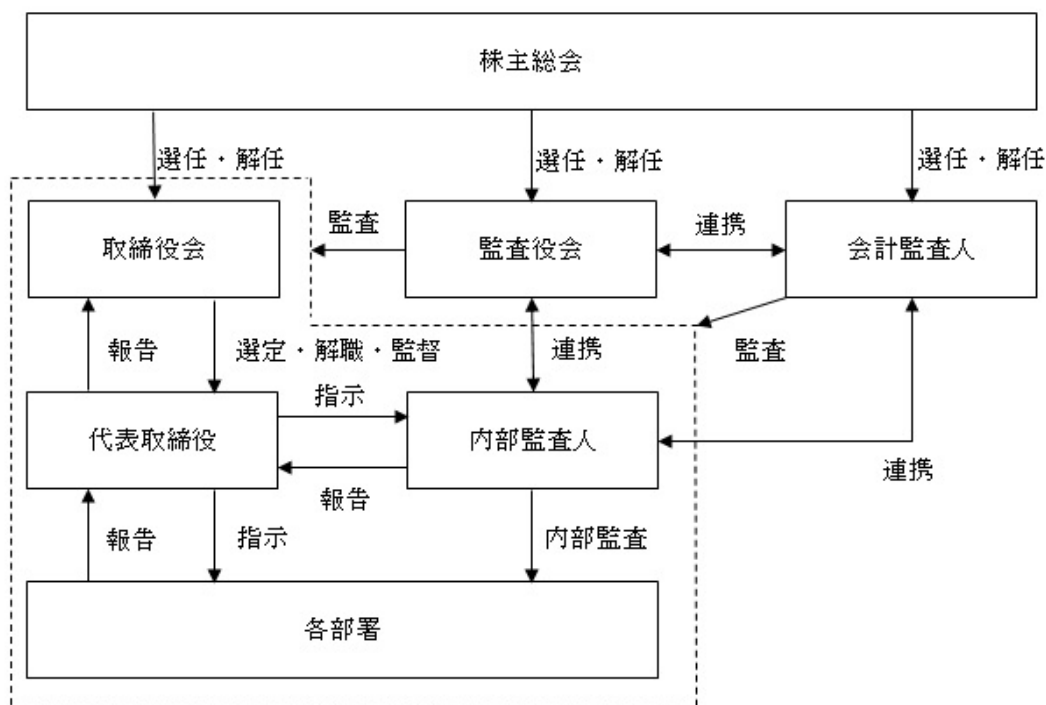
当社は、会社法関連法令に基づき監査役会制度を採用しております。監査役会は、監査役3名（全員が社外監査役、うち1名は常勤監査役）で構成されております。監査役は、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、取締役等からの事業報告の聴取、重要書類の閲覧、業務および財産の状況等の調査をしており、取締役の職務執行を監査しております。また、監査役で組織する監査役会を毎月開催し、監査役間での意見交換・情報共有を行っております。

なお、監査役は会計監査人および内部監査人と緊密に連携するとともに、定期的な情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の実効性と効率性の向上に務めております。

ロ．現状のコーポレート・ガバナンスの体制を採用している理由

当社は、監査役制度を採用しており、取締役会による業務執行の監督と監査役による監査を軸とした経営監視体制を構築しております。当社がこのような体制を採用している理由は、「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報1．基本的な考え方」で記載のとおり、企業としての社会的責任を自覚し、持続的に企業価値を高めていくことができる体制であると考えているためであります。

当社の企業統治の体制を図示すると、次のとおりです。



②内部統制システムの整備の状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、平成28年10月13日の取締役会にて、「内部統制システム整備の基本方針」を定める決議を行っており、概要は以下のとおりです。

- イ. 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ロ. 取締役の職務の執行にかかわる情報の保存および管理に関する体制
- ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ニ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ホ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性および、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ヘ. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制並びに監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- ト. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い、または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- チ. その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- リ. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方およびその整備状況
- ス. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ル. リスク管理体制の整備状況について

③内部監査および監査役監査の状況

当社の内部監査は管理グループが行っており、管理グループの内部監査については、代表取締役が管理グループ以外の部門に所属するものとして、コンテンツ事業部門担当取締役佐藤寛信を指名し行っております。また、監査役および管理グループは、相互の監査計画の交換並びにその説明・報告を実施し、業務の効率性（財務報告の適正性を含む）の状況、会社法および金融商品取引法上の内部統制への対応を確認しております。

④会計監査の状況

当社は、PwCあらた有限責任監査法人と監査契約を締結し、財務諸表等の監査をはじめ、会計上の課題について指導・助言を受けております。当社の監査業務を執行した公認会計士の氏名は次のとおりであります。

イ. 業務を執行した公認会計士の氏名

公認会計士 池之上 孝幸、鈴木 直幸

（注）なお、継続監査年数につきましては、7年以内で記載を省略しております。

ロ. 監査業務にかかわる補助者の構成

監査業務に係る補助者の構成は、監査法人の選定基準に基づき決定されております。

公認会計士5名、その他9名

⑤ 社外取締役および社外監査役

当社の社外監査役は3名で、社外取締役は2名となっております。社外監査役3名には、人的関係、資金的関係および取引関係その他の利害関係はありません。当社はコーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立的な経営監視機能が重要と考えており、社外監査役3名および社外取締役2名により、外部からの経営監視機能が十分に機能していると判断しております。

当社は、社外取締役および社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針を明確には定めておりません。しかし選任に際しては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを個別に判断しております。

社外取締役吉川浩永氏は、合同会社HY代表社員であります。当社と兼職先との間に特別な関係はなく、その他の人的および特別な利害関係を有しておりません。経営全般について客観的な立場から提言を行っております。

社外取締役原大二郎氏は、ライジング法律事務所パートナー弁護士であります。当社と兼職先との間に特別な関係はなく、その他の人的および特別な利害関係を有しておりません。経営全般について客観的な立場から提言を行っております。

社外監査役細川幸一郎氏は、他社において取締役の経験がありますが、その他の人的および特別な利害関係は有しておりません。取締役の業務執行に対して、客観的な立場から監査を行っております。

社外監査役大雲卓雄氏は、大雲司法書士事務所の代表を務めますが、その他の人的および特別な利害関係は有しておりません。取締役の業務執行に対して、客観的な立場から監査を行っております。

社外監査役本行隆之氏は、株式会社Stand by C京都の代表取締役、Hamee株式会社監査役、シロウマサイエンス株式会社取締役および株式会社龍土町コンサルティング代表パートナーなどを務めますが、その他の人的および特別な利害関係は有しておりません。取締役の業務執行に対して、客観的な立場から監査を行っております。

⑥ リスク管理体制の整備の状況

当社では、総合的なリスク管理については、取締役会において討議しております。関連諸法規等に対するコンプライアンスに関しては、管理グループが中心となり、顧問弁護士等との密接な連携により、その確保に努めております。また、内部監査や監査役の実施する監査も当社のリスク管理を視野に入れて実施されております。

⑦ 役員報酬等

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる役員の員数（名）
	（千円）	基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役 （社外取締役を除く）	34,536	34,536	—	—	—	4
監査役 （社外監査役を除く）	—	—	—	—	—	—
社外取締役	300	300	—	—	—	1
社外役員	10,620	10,620	—	—	—	3

（注）前⑤の項目における社外監査役の員数は本書提出日現在で記載しており、本表における役員の員数とは異なっております。

ロ. 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ、使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの
該当事項はありません。

ニ、役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社は、取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役会の一任を受けた代表取締役が各取締役の職務、責任および実績に応じて決定することとしております。

監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査役の協議により決定することとしております。

⑧取締役の定数

当社の取締役は8名以内とする旨を定款で定めております。

⑨取締役の選任の決議要件

当社は取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、および累積投票によらないものとする旨、定款で定めております。

⑩株主総会の特別決議の要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を保有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑪責任免除の内容の概要

当社は、業務執行を行わない取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに適切な人材を確保できるようにするため、定款において役員（および役員であったものを含む）が会社法第426条第1項の規定により、損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができることとしております。当該責任免除が認められるのは、当該役員が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。

⑫責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）および監査役との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額を限度としております。

⑬株式の保有状況

該当事項はありません。

⑭中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これか、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
7,650	—	15,000	5,135

② 【その他重要な報酬の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

株式上場準備に関する助言業務であります。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、PwCあらた有限責任監査法人が策定した監査計画、監査内容、監査日数等を勘案し、両者で協議の上で監査報酬を決定しております。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表および四半期財務諸表の作成方法について

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

(2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

(1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）および当事業年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（平成29年10月1日から平成29年12月31日まで）および第3四半期累計期間（平成29年4月1日から平成29年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表および四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表および四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、監査法人等の行う研修への参加や会計専門誌の定期購読等を行っております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	515,388	967,161
受取手形	6,043	19,397
売掛金	89,907	99,061
仕掛品	2,289	2,395
貯蔵品	425	1,317
前払費用	21,459	15,593
繰延税金資産	6,736	16,518
その他	11,222	2,796
貸倒引当金	△387	—
流動資産合計	653,083	1,124,242
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	28,751	28,751
減価償却累計額	△13,592	△16,015
建物附属設備（純額）	15,158	12,735
工具、器具及び備品	7,497	7,497
減価償却累計額	△7,102	△7,188
工具、器具及び備品（純額）	395	308
リース資産	10,040	10,040
減価償却累計額	△2,525	△4,533
リース資産（純額）	7,515	5,507
有形固定資産合計	23,069	18,551
無形固定資産		
ソフトウェア	15,142	8,255
ソフトウェア仮勘定	—	2,018
無形固定資産合計	15,142	10,273
投資その他の資産		
敷金	75,215	73,859
破産更生債権等	1,821	1,821
繰延税金資産	1,202	699
その他	376	256
貸倒引当金	△2,197	△2,077
投資その他の資産合計	76,418	74,558
固定資産合計	114,629	103,384
資産合計	767,713	1,227,627

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	31,738	43,414
短期借入金	52,500	30,000
1年内償還予定の社債	4,500	—
1年内返済予定の長期借入金	24,430	—
リース債務	2,151	2,178
未払金	32,776	32,142
未払費用	743	—
未払法人税等	10,741	102,002
前受金	94,122	307,676
預り金	3,081	2,770
受注損失引当金	349	—
その他	—	7,383
流動負債合計	257,133	527,568
固定負債		
リース債務	6,226	4,047
固定負債合計	6,226	4,047
負債合計	263,360	531,615
純資産の部		
株主資本		
資本金	99,700	99,700
資本剰余金		
資本準備金	17,600	17,600
資本剰余金合計	17,600	17,600
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	387,053	578,711
利益剰余金合計	387,053	578,711
株主資本合計	504,353	696,011
純資産合計	504,353	696,011
負債純資産合計	767,713	1,227,627

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(平成29年12月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	905,796
受取手形及び売掛金	129,008
仕掛品	3,560
貯蔵品	1,525
その他	37,335
流動資産合計	1,077,227
固定資産	
有形固定資産	15,645
無形固定資産	9,769
投資その他の資産	
敷金	81,234
その他	2,540
貸倒引当金	△1,987
投資その他の資産合計	81,786
固定資産合計	107,202
資産合計	1,184,429
負債の部	
流動負債	
買掛金	45,862
短期借入金	30,000
未払法人税等	18,282
前受金	146,596
その他	57,098
流動負債合計	297,840
固定負債	
リース債務	2,395
固定負債合計	2,395
負債合計	300,235
純資産の部	
株主資本	
資本金	99,700
資本剰余金	17,600
利益剰余金	766,894
株主資本合計	884,194
純資産合計	884,194
負債純資産合計	1,184,429

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
売上高	990,225	1,368,722
売上原価	395,040	490,421
売上総利益	595,184	878,301
販売費及び一般管理費	※1 487,207	※1 587,650
営業利益	107,976	290,651
営業外収益		
受取利息	82	6
その他	9	8
営業外収益合計	92	14
営業外費用		
支払利息	901	645
社債利息	94	13
支払保証料	148	36
その他	—	33
営業外費用合計	1,144	727
経常利益	106,924	289,938
特別損失		
事業整理損	※2 10,255	—
特別損失合計	10,255	—
税引前当期純利益	96,669	289,938
法人税、住民税及び事業税	11,120	107,558
法人税等調整額	2,881	△9,278
法人税等合計	14,001	98,280
当期純利益	82,667	191,657

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 期首たな卸高	※	4,039		—	
II 当期総原価					
労務費		73,756	18.8	74,012	15.1
外注費		217,904	55.6	300,246	61.2
経費		92,112	23.5	115,747	23.6
当期仕入高		5,785	2.1	519	0.1
合計		389,559	100.0	490,527	100.0
期首仕掛品たな卸高		3,775		2,289	
他勘定振替高		44		—	
期末仕掛品たな卸高		2,289		2,395	
当期総原価		391,001		490,421	
III 期末たな卸高		—		—	
当期売上原価		395,040		490,421	

(原価計算の方法)

当社の原価計算の方法は個別原価計算によっております。

(注) ※ 経費の主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) (千円)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) (千円)
地代家賃	8,899	9,032
支払手数料	8,300	18,096
減価償却費	1,657	1,386
消耗品費	848	843
支払ロイヤリティ	50,513	49,143

【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)
売上高	1,143,512
売上原価	390,858
売上総利益	752,654
販売費及び一般管理費	485,694
営業利益	266,960
営業外収益	
受取利息	4
助成金収入	300
営業外収益合計	304
営業外費用	
支払利息	371
雑損失	42
営業外費用合計	414
経常利益	266,850
税引前四半期純利益	266,850
法人税、住民税及び事業税	70,038
法人税等調整額	8,628
法人税等合計	78,667
四半期純利益	188,182

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
				繰越利益剰余金			
当期首残高	99,700	17,600	17,600	304,385	304,385	421,685	421,685
当期変動額							
当期純利益				82,667	82,667	82,667	82,667
当期変動額合計	—	—	—	82,667	82,667	82,667	82,667
当期末残高	99,700	17,600	17,600	387,053	387,053	504,353	504,353

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
				繰越利益剰余金			
当期首残高	99,700	17,600	17,600	387,053	387,053	504,353	504,353
当期変動額							
当期純利益				191,657	191,657	191,657	191,657
当期変動額合計	—	—	—	191,657	191,657	191,657	191,657
当期末残高	99,700	17,600	17,600	578,711	578,711	696,011	696,011

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	96,669	289,938
減価償却費	12,992	12,577
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△3,481	△507
受注損失引当金の増減額 (△は減少)	349	△349
受取利息	△82	△6
支払利息	901	645
社債利息	94	13
その他の営業外損益 (△は益)	148	36
売上債権の増減額 (△は増加)	576	△22,508
たな卸資産の増減額 (△は増加)	8,145	△1,009
前払費用の増減額 (△は増加)	△3,772	5,823
仕入債務の増減額 (△は減少)	2,118	11,675
未払金の増減額 (△は減少)	△3,273	△33
未払費用の増減額 (△は減少)	△2,468	△727
前受金の増減額 (△は減少)	69,299	213,553
預り金の増減額 (△は減少)	901	△310
その他の資産の増減額 (△は増加)	△3,066	8,545
その他の負債の増減額 (△は減少)	499	7,383
小計	176,550	524,739
利息の受取額	82	6
利息の支払額	△1,020	△669
法人税等の支払額	△5,167	△16,298
営業活動によるキャッシュ・フロー	170,445	507,778
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△327	△600
無形固定資産の取得による支出	△4,780	△2,018
敷金の回収による収入	—	195
敷金の差入による支出	△9,497	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△14,604	△2,423
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	22,500	△22,500
長期借入金の返済による支出	△51,200	△24,430
社債の償還による支出	△7,000	△4,500
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△1,821	△2,151
財務活動によるキャッシュ・フロー	△37,521	△53,581
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	118,319	451,773
現金及び現金同等物の期首残高	397,068	515,388
現金及び現金同等物の期末残高	※ 515,388	※ 967,161

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. たな卸資産の評価基準および評価方法

- (1) 仕 掛 品 個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- (2) 貯 蔵 品 先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	8～15年
工具、器具及び備品	4～20年

- (2) 無形固定資産(リース資産を除く)

自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

- (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- (2) 受注損失引当金

受注制作案件に係る将来の損失に備えるため、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる案件について、損失見込み額を計上しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. たな卸資産の評価基準および評価方法

- (1) 仕 掛 品 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- (2) 貯 蔵 品 先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	8～15年
工具、器具及び備品	4～20年

- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

- (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- (2) 受注損失引当金

受注制作案件に係る将来の損失に備えるため、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる案件について、損失見込み額を計上しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、これによる損益に与える影響はありません。

(未適用の会計基準等)

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

- ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）

1. 概要

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」は、日本公認会計士協会における税効果会計に関する会計上の実務指針および監査上の実務指針（会計処理に関する部分）を企業会計基準委員会に移管するに際して、企業会計基準委員会が、当該実務指針のうち主に日本公認会計士協会監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について、企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積るという取扱いの枠組みを基本的に踏襲した上で、分類の要件および繰延税金資産の計上額の取扱いの一部について必要な見直しを行ったもので、繰延税金資産の回収可能性について、「税効果会計に係る会計基準」（企業会計審議会）を適用する際の指針を定めたものであります。

（分類の要件および繰延税金資産の計上額の取扱いの見直し）

- ・（分類1）から（分類5）に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い
- ・（分類2）および（分類3）に係る分類の要件
- ・（分類2）に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い
- ・（分類3）に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い
- ・（分類4）に係る分類の要件を満たす企業が（分類2）または（分類3）に該当する場合の取扱い

2. 適用予定日

平成28年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用による財務諸表に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

(追加情報)

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表関係)

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行３行と当座貸越契約を締結しております。
当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年３月31日)	当事業年度 (平成29年３月31日)
当座貸越極度額	220,000千円	220,000千円
借入実行残高	30,000	30,000
差引額	190,000	190,000

(損益計算書関係)

※１ 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度36%、当事業年度40%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度64%、当事業年度60%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年４月１日 至 平成28年３月31日)	当事業年度 (自 平成28年４月１日 至 平成29年３月31日)
役員報酬	45,486千円	45,456千円
給料及び手当	158,648	174,932
法定福利費	27,777	32,526
地代家賃	70,285	78,059
支払手数料	34,289	34,963
減価償却費	4,738	4,964

※２ 事業整理損

前事業年度（自 平成27年４月１日 至 平成28年３月31日）

備蓄コンビニ事業からの撤退に伴い、事業に係る違約金および商品廃棄損等を計上しております。

当事業年度（自 平成28年４月１日 至 平成29年３月31日）

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 発行済株式の種類および総数並びに自己株式の種類および株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	8,940	—	—	8,940
合計	8,940	—	—	8,940
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 発行済株式の種類および総数並びに自己株式の種類および株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	8,940	885,060	—	894,000
合計	8,940	885,060	—	894,000
自己株式				
普通株	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(注) 当社は、平成28年11月26日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。

2. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高は貸借対照表に掲記されている現金及び預金残高と一致しております。

(リース取引関係)

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

重要性がないため記載を省略しております。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

重要性がないため記載を省略しております。

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要な資金は銀行借入により調達しております。資金運用については短期的な預金等に限定しており、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形および売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

賃貸物件に係る敷金は、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金および未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。

短期借入金、長期借入金の返済日、社債の償還日は1年以内となっておりますが、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、取引先の状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は各事業部からの報告に基づき管理グループが適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定において変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	515,388	515,388	—
(2) 受取手形	6,043	6,043	—
(3) 売掛金	89,907		
貸倒引当金(※1)	△387		
	89,520	89,520	—
(4) 破産更生債権等	1,821		
貸倒引当金(※2)	△1,821		
	—	—	—
(5) 敷金	75,215	73,774	△1,440
資産計	686,167	684,726	△1,440
(1) 買掛金	31,738	31,738	—
(2) 短期借入金	52,500	52,500	—
(3) 1年内償還予定の社債	4,500	4,500	—
(4) 1年内返済予定の長期借入金	24,430	24,430	—
(5) 未払金	32,776	32,776	—
(6) 未払法人税等	10,741	10,741	—
(7) リース債務 (1年内返済予定を含む)	8,377	8,228	△149
負債計	165,064	164,915	△149

(※ 1) 売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※ 2) 破産更生債権等に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 破産更生債権等

担保および保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は、決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額にほぼ等しいことから、当該価額をもって時価としております。

(5) 敷金

敷金の時価評価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等、適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算出しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 1 年内償還予定の社債、(4) 1 年内返済予定の長期借入金、(5) 未払金、

(6) 未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) リース債務（1 年内返済予定を含む）

元利金の合計額を同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)
現金及び預金	515,388	—	—	—
受取手形	6,043	—	—	—
売掛金	89,907	—	—	—
合計	611,339	—	—	—

3. 長期借入金、社債およびリース債務の決算日後の返済予定額

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)
長期借入金	24,430	—	—	—	—	—
社債	4,500	—	—	—	—	—
リース債務	2,151	2,178	2,207	1,517	322	—
合計	31,081	2,178	2,207	1,517	322	—

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要な資金は銀行借入により調達しております。資金運用については短期的な預金等に限定しており、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形および売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

賃貸物件に係る敷金は、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金および未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。

短期借入金の返済日は1年以内となっておりますが、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）管理

当社は、営業債権について、取引先の状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）管理

当社は各事業部からの報告に基づき管理グループが適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定において変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	967,161	967,161	—
(2) 受取手形	19,397	19,397	—
(3) 売掛金	99,061	99,061	—
(4) 破産更生債権等	1,821		
貸倒引当金(*)	△1,821		
	—	—	—
(5) 敷金	73,859	73,366	△493
資産計	1,159,480	1,158,987	△493
(1) 買掛金	43,414	43,414	—
(2) 短期借入金	30,000	30,000	—
(3) 未払金	32,142	32,142	—
(4) 未払法人税等	102,002	102,002	—
(5) リース債務 (1年内返済予定を含む)	6,226	6,211	△14
負債計	213,785	213,770	△14

(*)破産更生債権等に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 破産更生債権等

担保および保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は、決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

(5) 敷金

敷金の時価評価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等、適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算出しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) リース債務（1年内返済予定を含む）

元利金の合計額を同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	967,161	—	—	—
受取手形	19,397	—	—	—
売掛金	99,061	—	—	—
合計	1,085,621	—	—	—

3. リース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
リース債務	2,178	2,207	1,517	322	—	—
合計	2,178	2,207	1,517	322	—	—

(有価証券関係)

前事業年度（平成28年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成29年3月31日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度（平成28年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成29年3月31日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額および科目名

当社は未上場会社であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

2. スtock・オプションの内容、規模およびその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成18年 第1回 ストック・オプション	平成18年 第2回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 2名 当社の監査役 1名	当社の従業員 50名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1、2	普通株式 18,000株	普通株式 38,000株
付与日	平成18年8月28日	平成18年8月28日
権利確定条件	権利行使時当社の取締役、監査役、従業員、顧問、当社子会社の取締役、監査役、従業員および顧問の地位を保有していることとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。	権利行使時当社の取締役、監査役、従業員、顧問、当社子会社の取締役、監査役、従業員および顧問の地位を保有していることとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成20年11月1日から 平成28年8月24日まで	平成20年11月1日から 平成28年8月24日まで

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 平成28年11月26日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っており、株式分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模およびその変動状況

当事業年度 (平成28年3月期) において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	平成18年 第1回 ストック・オプション	平成18年 第2回 ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前事業年度末	—	—
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	—
権利確定後 (株)		
前事業年度末	1,000	8,600
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	800
未行使残	1,000	7,800

(注) 平成28年11月26日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っており、株式分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	平成18年 第1回 ストック・オプション	平成18年 第2回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1,700	1,700
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

(注) 平成28年11月26日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っており、権利行使価格は株式分割後の権利行使価格により記載しております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与時点において、当社は株式を上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。なお、DCF法にて算定の結果、自社の株式の評価額がストック・オプションの権利行使価格以下となり、付与時点の単位当たりの本源的価値は0円となっております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額および当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|-----------------------------|-----|
| ① 当事業年度末における本源的価値の合計額 | 一千円 |
| ② 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額 | 一千円 |

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額および科目名

当社は未上場会社であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしておりません。

2. ストック・オプションの内容、規模およびその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成18年 第1回 ストック・オプション	平成18年 第2回 ストック・オプション	平成28年 第3回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 2名 当社の監査役 1名	当社の従業員 50名	当社の取締役 3名 当社の従業員 5名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1、2	普通株式 18,000株	普通株式 38,000株	普通株式 9,400株
付与日	平成18年8月28日	平成18年8月28日	平成28年6月29日
権利確定条件	権利行使時当社の取締役、監査役、従業員、顧問、当社子会社の取締役、監査役、従業員および顧問の地位を保有していることとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。	権利行使時当社の取締役、監査役、従業員、顧問、当社子会社の取締役、監査役、従業員および顧問の地位を保有していることとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。	権利行使時当社の取締役、監査役、従業員、顧問、当社子会社の取締役、監査役、従業員および顧問の地位を保有していることとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成20年11月1日から 平成28年8月24日まで	平成20年11月1日から 平成28年8月24日まで	平成30年6月30日から 平成38年6月28日まで

（注）1. 株式数に換算して記載しております。

2. 平成28年11月26日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っており、株式分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模およびその変動状況

当事業年度（平成29年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	平成18年 第1回 ストック・オプション	平成18年 第2回 ストック・オプション	平成28年 第3回 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前事業年度末	—	—	—
付与	—	—	9,400
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	9,400
権利確定後 (株)			
前事業年度末	1,000	7,800	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	1,000	7,800	—
未行使残	—	—	—

（注）平成28年11月26日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っており、株式分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	平成18年 第1回 ストック・オプション	平成18年 第2回 ストック・オプション	平成28年 第3回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1,700	1,700	1,000
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

(注) 平成28年11月26日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っており、権利行使価格は株式分割後の権利行使価格により記載しております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与時点において、当社は株式を上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。なお、DCF法にて算定の結果、自社の株式の評価額がストック・オプションの権利行使価格以下となり、付与時点の単位当たりの本源的価値は0円となっております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額および当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|-----------------------------|-----|
| ① 当事業年度末における本源的価値の合計額 | 一千円 |
| ② 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額 | 一千円 |

(税効果会計関係)

前事業年度（平成28年3月31日）

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（平成28年3月31日）

繰延税金資産	
売掛金	122,882千円
未払金	2,682
前受金	3,455
繰延資産	1,202
その他	2,161
繰延税金資産計	132,384
評価性引当額	△124,445
繰延税金資産の純額	7,938

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

（平成28年3月31日）

法定実効税率	35.4%
（調整）	
住民税等均等割等	0.9
評価性引当額の増減	△20.0
その他	△1.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	14.5

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）および「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることとなりました。

これに伴い繰延税金資産の計算に使用する法定実効税率は平成28年4月1日に開始する事業年度および平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の35.4%から34.8%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以後に解消が見込まれる一時差異については従来の35.4%から34.6%となります。

これによる損益への影響は軽微であります。

当事業年度（平成29年3月31日）

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（平成29年3月31日）

繰延税金資産	
売掛金	122,521千円
未払金	2,485
前受金	4,219
繰延資産	699
その他	11,941
繰延税金資産計	141,867
評価性引当額	△124,649
繰延税金資産の純額	17,217

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

（平成29年3月31日）

法定実効税率	34.8%
（調整）	
住民税等均等割等	0.2
評価性引当額の増減	0.0
その他	△1.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.9

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）および「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることとなりました。

これに伴い繰延税金資産の計算に使用する法定実効税率は平成28年4月1日に開始する事業年度および平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の35.4%から34.8%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以後に解消が見込まれる一時差異については従来の35.4%から34.6%となります。

これによる損益への影響は軽微であります。

(持分法損益等)

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

当社は、本社事務所の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当事業年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

当社は、本社事務所の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しております。

なお、当事業年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(賃貸等不動産関係)

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社はサービス別の事業部から構成されており、「クラウドソリューション事業」および「コンテンツ事業」の2つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品およびサービスの種類

「クラウドソリューション事業」は、主に販売代理店経由でWebマーケティングの商材等を販売しております。「コンテンツ事業」は、広告代理店や企業から直接Webマーケティングの企画・制作を請け負っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益または損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益または損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	クラウドソリューション事業	コンテンツ事業	
売上高			
外部顧客への売上高	700,321	289,904	990,225
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—
計	700,321	289,904	990,225
セグメント利益	179,972	71,069	251,042
セグメント資産	66,863	54,536	121,399
その他の項目			
減価償却費	5,876	—	5,876
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	5,615	—	5,615

４．報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額および当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：千円）

売上高	
報告セグメント計	990,225
セグメント間取引消去	—
財務諸表の売上高	990,225

（単位：千円）

利益	
報告セグメント計	251,042
全社費用（注）	△143,066
財務諸表の営業利益	107,976

（注）全社費用は、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

（単位：千円）

資産	
報告セグメント計	121,399
全社資産（注）	646,313
財務諸表の資産合計	767,713

（注）全社資産は、報告セグメントに帰属しない資産であります。

（単位：千円）

その他の項目	報告セグメント計	調整額	財務諸表計上額
減価償却費	5,876	7,116	12,992
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	5,615	7,109	12,724

（注）調整額は、報告セグメントに帰属しない減価償却費および有形固定資産、無形固定資産の増加額であります。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社はサービス別の事業部から構成されており、「クラウドソリューション事業」および「コンテンツ事業」の2つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品およびサービスの種類

「クラウドソリューション事業」は、主に販売代理店経由でWebマーケティングの商材等を販売しております。「コンテンツ事業」は、広告代理店や企業から直接Webマーケティングの企画・制作を請け負っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益または損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益または損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	クラウドソリューション事業	コンテンツ事業	
売上高			
外部顧客への売上高	1,038,172	330,550	1,368,722
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—
計	1,038,172	330,550	1,368,722
セグメント利益	358,180	106,482	464,662
セグメント資産	66,769	70,337	137,106
その他の項目			
減価償却費	5,487	—	5,487

4. 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額および当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：千円）

売上高	
報告セグメント計	1,368,722
セグメント間取引消去	—
財務諸表の売上高	1,368,722

（単位：千円）

利益	
報告セグメント計	464,662
全社費用（注）	△174,011
財務諸表の営業利益	290,651

（注）全社費用は、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

（単位：千円）

資産	
報告セグメント計	137,106
全社資産（注）	1,090,520
財務諸表の資産合計	1,227,627

（注）全社資産は、報告セグメントに帰属しない資産であります。

（単位：千円）

その他の項目	報告セグメント計	調整額	財務諸表計上額
減価償却費	5,487	7,089	12,577

（注）調整額は、報告セグメントに帰属しない減価償却費であります。

【関連情報】

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 製品およびサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所有している有形固定資産がないため該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 製品およびサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所有している有形固定資産がないため該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）
該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）
該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）
該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 関連当事者との取引

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 親会社または重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社オプトホールディング（東京証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 関連当事者との取引

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 親会社または重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社オプトホールディング（東京証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり純資産額	188.05円
1株当たり当期純利益金額	30.82円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

2. 当社は、平成30年1月30日開催の当社取締役会決議に基づき、平成30年2月16日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額および1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
当期純利益金額 (千円)	82,667
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	82,667
普通株式の期中平均株式数 (株)	2,682,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権1種類 (新株予約権の数88個)。 なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり純資産額	259.51円
1株当たり当期純利益金額	71.46円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

2. 当社は、平成30年1月30日開催の当社取締役会決議に基づき、平成30年2月16日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額および1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
当期純利益金額（千円）	191,657
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	191,657
普通株式の期中平均株式数（株）	2,682,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権1種類（新株予約権の数94個）。 なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

当社は、平成30年1月30日開催の取締役会決議に基づき、平成30年2月16日付で株式分割を行っております。

1. 株式分割の目的

当社の株式上場に備え、投資家の利便性向上及び当社株式の流動性向上を図るため、1株につき3株の割合をもって株式分割いたしました。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

平成30年2月15日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有株式数を、1株につき3株の割合で分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	894,000株
今回の分割により増加する株式数	1,788,000株
株式分割後の発行済株式総数	2,682,000株
株式分割後の発行可能株式総数	10,500,000株

(3) 株式分割の効力発生日

平成30年2月16日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

【注記事項】

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

		当第3四半期累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)
減価償却費		7,508千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	クラウドソリューション 事業	コンテンツ 事業	
売上高			
外部顧客への売上高	880,292	263,220	1,143,512
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-
計	880,292	263,220	1,143,512
セグメント利益	337,648	79,220	416,869

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期損益計算書計上額との差額及び当該差額の
主な内容（差異調整に関する事項）

(単位：千円)

利益	金額
報告セグメント計	416,869
全社費用（注）	△149,908
四半期損益計算書の営業利益	266,960

（注） 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

（固定資産に係る重要な減損損失）

該当事項はありません。

（のれんの金額の重要な変動）

該当事項はありません。

（重要な負ののれん発生益）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	70.16円
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	188,182
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	188,182
普通株式の期中平均株式数(株)	2,682,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. 当社は、平成30年1月30日開催の当社取締役会決議に基づき、平成30年2月16日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)

当社は、平成30年1月30日開催の取締役会決議に基づき、平成30年2月16日付で株式分割を行っております。

1. 株式分割の目的

当社の株式上場に備え、投資家の利便性向上及び当社株式の流動性向上を図るため、1株につき3株の割合をもって株式分割いたしました。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

平成30年2月15日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有株式数を、1株につき3株の割合で分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	894,000株
今回の分割により増加する株式数	1,788,000株
株式分割後の発行済株式総数	2,682,000株
株式分割後の発行可能株式総数	10,500,000株

(3) 株式分割の効力発生日

平成30年2月16日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残 高 (千円)
有形固定資産							
建物附属設備	28,751	—	—	28,751	16,015	2,423	12,735
工具器具及び備品	7,497	—	—	7,497	7,188	86	308
リース資産	10,040	—	—	10,040	4,533	2,008	5,507
有形固定資産計	46,289	—	—	46,289	27,737	4,517	18,551
無形固定資産							
ソフトウェア	134,484	—	—	134,484	126,229	6,886	8,255
ソフトウェア仮勘定	—	2,018	—	2,018	—	—	2,018
無形固定資産計	134,484	2,018	—	136,503	126,229	6,886	10,273

(注) 「当期増加額」の主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア仮勘定	レップス (クラウド型営業代行サービスシステム)	1,000千円
	Pings (銀行入金情報マッチングシステム)	1,018千円

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
第2回無担保社債	平成21年7月15日	4,500	—	1.18	無	平成28年7月15日
合計	—	4,500	—	—	—	—

(注) () 内書きは、1年以内の償還予定額であります。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	52,500	30,000	1.475	—
1年以内に返済予定の長期借入金	24,430	—	—	—
1年以内に返済予定のリース債務	2,151	2,178	1.385	—
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	6,226	4,047	1.385	平成30年～32年
合計	85,307	36,226	—	—

（注）平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金（流動）	387	—	—	387	—
貸倒引当金（固定）	2,197	—	—	120	2,077
受注損失引当金	349	—	—	349	—

（注） 1． 貸倒引当金（流動）の「当期減少額（その他）」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

2． 貸倒引当金（固定）の「当期減少額（その他）」は、債権回収による戻入額であります。

3． 受注損失引当金の「当期減少額（その他）」は、洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が、当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	114
預金	
普通預金	967,047
小計	967,047
合計	967,161

ロ. 受取手形

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
株式会社アサツーディ・ケイ	8,287
凸版印刷株式会社	5,975
図書印刷株式会社	4,374
トッパン・フォームズ株式会社	760
合計	19,397

期日別内訳

期日別	金額 (千円)
平成29年4月満期	4,505
5月満期	2,153
6月満期	2,376
7月満期	10,362
合計	19,397

ハ．売掛金
相手先別内訳

相手先	金額（千円）
株式会社C l o u d P a y m e n t	12,377
NTTスマートトレード株式会社	7,981
東北電力株式会社	6,296
三井不動産レジデンシャルリース株式会社	3,534
株式会社オプト	3,410
その他	65,461
合計	99,061

売掛金の発生および回収並びに滞留状況

当期首残高 （千円）	当期発生高 （千円）	当期回収高 （千円）	当期末残高 （千円）	回収率（％）	滞留期間（日）
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
89,907	1,271,283	1,262,128	99,061	92.7	27.1

（注） 当期発生高には消費税等が含まれております。

ニ．仕掛品

品目	金額（千円）
コンテンツ事業における制作物	2,395
合計	2,395

ホ．貯蔵品

区分	金額（千円）
貯蔵品	
教育研修サービスにおける教材	1,266
その他	51
合計	1,317

② 固定資産

イ．敷金

区分	金額（千円）
事務所敷金	73,779
その他	80
合計	73,859

③ 流動負債

イ. 買掛金

相手先	金額（千円）
株式会社フラット	2,997
株式会社ひまわりキャリアサービス	1,652
アッカ・コミュニケーションズ合同会社	1,443
株式会社エヌティーワークス	1,408
株式会社ディテイルクラウドクリエイティブ	1,356
その他	34,555
合計	43,414

ロ. 未払法人税等

区分	金額（千円）
法人税、住民税及び事業税	102,002
合計	102,002

ハ. 前受金

相手先	金額（千円）
大日本印刷株式会社	7,222
ダーウィンシステム株式会社	1,296
株式会社栄住産業	1,188
株式会社シティーアクセス	1,166
株式会社J C N T	1,080
その他	295,723
合計	307,676

(3) 【その他】

最近の経営成績及び財政状態の概況

平成30年5月15日開催の取締役会において承認された第17期事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の財務諸表は次のとおりであります。

なお、この財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しておりますが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査は未了であり、監査報告書は受領しておりません。

① 財務諸表
イ 貸借対照表

(単位：千円)

当事業年度 (平成30年3月31日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,018,286
受取手形	24,108
売掛金	158,605
仕掛品	1,409
貯蔵品	1,468
前払費用	21,920
繰延税金資産	14,236
その他	4,092
貸倒引当金	△1,757
流動資産合計	1,242,369
固定資産	
有形固定資産	
建物附属設備	28,751
減価償却累計額	△18,049
建物附属設備（純額）	10,701
工具、器具及び備品	7,701
減価償却累計額	△7,300
工具、器具及び備品（純額）	400
リース資産	10,040
減価償却累計額	△6,541
リース資産（純額）	3,499
有形固定資産合計	14,601
無形固定資産	
ソフトウェア	4,935
ソフトウェア仮勘定	1,000
無形固定資産合計	5,935
投資その他の資産	
敷金	80,943
破産更生債権等	1,821
繰延税金資産	196
その他	328
貸倒引当金	△1,957
投資その他の資産合計	81,332
固定資産合計	101,870
資産合計	1,344,240

(単位：千円)

当事業年度
(平成30年3月31日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	46,808
短期借入金	30,000
リース債務	2,207
未払金	49,703
未払法人税等	76,505
前受金	135,288
預り金	6,524
その他	3,472
流動負債合計	353,510
固定負債	
リース債務	1,840
固定負債合計	1,840
負債合計	355,350
純資産の部	
株主資本	
資本金	99,700
資本剰余金	
資本準備金	17,600
資本剰余金合計	17,600
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	871,589
利益剰余金合計	871,589
株主資本合計	988,889
純資産合計	988,889
負債純資産合計	1,344,240

(単位：千円)

	当事業年度 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日)
売上高	1,606,677
売上原価	520,758
売上総利益	1,085,919
販売費及び一般管理費	659,338
営業利益	426,580
営業外収益	
受取利息	9
助成金収入	300
その他	—
営業外収益合計	309
営業外費用	
支払利息	495
社債利息	—
支払保証料	—
支払手数料	2,412
その他	56
営業外費用合計	2,964
経常利益	423,924
税引前当期純利益	423,924
法人税、住民税及び事業税	128,262
法人税等調整額	2,784
法人税等合計	131,046
当期純利益	292,878

売上原価明細書

		当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)
当期総費用	※		
労務費		68,197	13.1
外注費		366,178	70.4
経費		85,396	16.4
合計		519,771	100.0
期首仕掛品たな卸高		2,395	
他勘定振替高		—	
期末仕掛品たな卸高		1,409	
当期総原価		520,758	
当期売上原価		520,758	

(原価計算の方法)

当社の原価計算の方法は個別原価計算によっております。

(注) ※ 経費の主な内訳は次のとおりであります。

項目	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日) (千円)
地代家賃	7,853
減価償却費	4,766
消耗品費	242
支払ロイヤリティ	37,168

ハ 株主資本等変動計算書

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
				繰越利益剰余金			
当期首残高	99,700	17,600	17,600	578,711	578,711	696,011	696,011
当期変動額							
当期純利益				292,878	292,878	292,878	292,878
当期変動額合計	—	—	—	292,878	292,878	292,878	292,878
当期末残高	99,700	17,600	17,600	871,589	871,589	988,889	988,889

ニ キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益	423,924
減価償却費	9,875
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	1,637
受取利息	△9
支払利息	495
売上債権の増減額 (△は増加)	△64,254
たな卸資産の増減額 (△は増加)	832
前払費用の増減額 (△は増加)	△6,325
仕入債務の増減額 (△は減少)	3,394
未払金の増減額 (△は減少)	17,560
前受金の増減額 (△は減少)	△169,387
預り金の増減額 (△は減少)	3,753
その他の資産の増減額 (△は増加)	△1,367
その他の負債の増減額 (△は減少)	△3,910
小計	216,219
利息の受取額	9
利息の支払額	△496
法人税等の支払額	△153,758
営業活動によるキャッシュ・フロー	61,972
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△203
無形固定資産の取得による支出	△220
敷金の回収による収入	80
敷金の差入による支出	△8,325
投資活動によるキャッシュ・フロー	△8,669
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	—
長期借入金の返済による支出	—
社債の償還による支出	—
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△2,178
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2,178
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	51,124
現金及び現金同等物の期首残高	967,161
現金及び現金同等物の期末残高	※ 1,018,286

注記事項

(重要な会計方針)

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. たな卸資産の評価基準および評価方法

- ・仕掛品 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ・貯蔵品 先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	8～15年
工具、器具及び備品	4～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

注記事項

(重要な会計方針)

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. たな卸資産の評価基準および評価方法

- (1) 仕 掛 品 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- (2) 貯 蔵 品 先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	8～15年
工具、器具及び備品	4～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

・「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 平成30年1月12日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

企業がその従業員等に対して権利確定条件が付されている新株予約権を付与する場合に、当該新株予約権の付与に伴い当該従業員等が一定の額の金銭を企業に払い込む取引について、必要と考えられる会計処理及び開示を明らかにすることを目的として公表されました。

(2) 適用予定日

平成31年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日改正 企業会計基準委員会)

・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成30年2月16日最終改正 企業会計基準委員会)

(1) 概要

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」等は、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針を企業会計基準委員会に移管するに際して、基本的にその内容を踏襲した上で、必要と考えられる以下の見直しが行われたものであります。

(会計処理の見直しを行った主な取扱い)

- ・個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱い
- ・(分類1)に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱い

(2) 適用予定日

平成31年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

(追加情報)

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当事業年度 (平成30年 3 月31日)	
当座貸越極度額	220,000千円
借入実行残高	30,000
差引額	190,000

(損益計算書関係)

※1 販売費に属する費用のおおよその割合は47.2%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は52.8%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は次のとおりであります。

当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	
役員報酬	45,794千円
給料及び手当	192,760
法定福利費	36,410
地代家賃	87,147
支払手数料	37,868
減価償却費	5,107

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 発行済株式の種類および総数並びに自己株式の種類および株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注)	894,000	1,788,000		2,682,000
合計	894,000	1,788,000		2,682,000
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(注) 平成30年2月16日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。

2. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高は貸借対照表に掲記されている現金及び預金残高と一致しております。

(リース取引関係)

当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

重要性がないため記載を省略しております。

(金融商品関係)

当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要な資金は銀行借入により調達しております。資金運用については短期的な預金等に限定しており、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

賃貸物件に係る敷金は、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。

短期借入金の返済日は1年以内となっておりますが、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）管理

当社は、営業債権について、取引先の状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）管理

当社は各事業部からの報告に基づき管理グループが適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定において変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,018,286	1,018,286	—
(2) 受取手形	24,108	24,108	—
(3) 売掛金	158,605		
貸倒引当金(*1)	△1,757		
	156,847	156,847	—
(4) 破産更生債権等	1,821		
貸倒引当金(*2)	△1,821		
差引	—	—	—
(5) 敷金	80,943	80,885	△58
資産計	1,280,186	1,280,127	△58
(1) 買掛金	46,808	46,808	—
(2) 短期借入金	30,000	30,000	—
(3) 未払金	49,703	49,703	—
(4) 未払法人税等	76,505	76,505	—
(5) リース債務 (1年内返済予定を含む)	4,047	4,031	△16
負債計	207,065	207,048	△16

(*1) 売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*2) 破産更生債権等に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 破産更生債権等

担保および保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は、決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

(5) 敷金

敷金の時価評価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等、適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算出しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) リース債務（1年内返済予定を含む）

元利金の合計額を同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,018,286	—	—	—
受取手形	24,108	—	—	—
売掛金	158,605	—	—	—
合計	1,201,000	—	—	—

3. リース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
リース債務	2,207	1,517	322	—	—	—
合計	2,207	1,517	322	—	—	—

(有価証券関係)

当事業年度（平成30年3月31日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当事業年度（平成30年3月31日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額および科目名

当社は未上場会社であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

2. スtock・オプションの内容、規模およびその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成28年 第3回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 3名 当社の従業員 5名
株式の種類別のストック・オプションの数(注) 1、2	普通株式 28,200株
付与日	平成28年6月29日
権利確定条件	権利行使時において当社並びに当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員たる地位を保有していることとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。その他の条件は、当社と新株予約権の割当を受けたものとの間で締結した「新株予約権申込書兼割当契約書」で定めるところによる。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成30年6月30日から 平成38年6月28日まで

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 平成30年2月16日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っており、株式分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模およびその変動状況

当事業年度（平成30年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	平成28年 第3回 ストック・オプション
権利確定前 (株)	
前事業年度末	28,200
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	28,200
権利確定後 (株)	
前事業年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

(注) 平成30年2月16日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っており、株式分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	平成28年 第3回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	334
行使時平均株価 (円)	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—

(注) 平成30年2月16日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っており、権利行使価格は株式分割後の権利行使価格により記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与時点において、当社は株式を上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。なお、DCF法にて算定の結果、自社の株式の評価額がストック・オプションの権利行使価格以下となり、付与時点の単位当たりの本源的価値は0円となっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額および当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|-----------------------------|-----|
| ① 当事業年度末における本源的価値の合計額 | —千円 |
| ② 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額 | —千円 |

(税効果会計関係)

当事業年度（平成30年3月31日）

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(平成30年3月31日)

繰延税金資産	
売掛金	105,149千円
未払金	2,258
前受金	4,342
繰延資産	196
その他	10,141
繰延税金資産計	122,088
評価性引当額	△107,654
繰延税金資産の純額	14,433

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

(平成30年3月31日)

法定実効税率	34.8%
(調整)	
住民税等均等割等	0.1
評価性引当額の増減	△3.9
その他	△0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.9

(持分法損益等)

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

当社は、本社事務所の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しております。

なお、当事業年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(賃貸等不動産関係)

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社はサービス別の事業部から構成されており、「クラウドソリューション事業」および「コンテンツ事業」の2つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品およびサービスの種類

「クラウドソリューション事業」は、主に販売代理店経由でWebマーケティングの商材等を販売しております。「コンテンツ事業」は、広告代理店や企業から直接Webマーケティングの企画・制作を請け負っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益または損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益または損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	クラウドソリューション事業	コンテンツ事業	
売上高			
外部顧客への売上高	1, 223, 321	383, 356	1, 606, 677
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—
計	1, 223, 321	383, 356	1, 606, 677
セグメント利益	500, 934	126, 095	627, 029
セグメント資産	98, 498	103, 106	201, 604
その他の項目			
減価償却費	3, 733	—	3, 733

4. 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額および当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

(単位：千円)

売上高	
報告セグメント計	1, 606, 677
セグメント間取引消去	—
財務諸表の売上高	1, 606, 677

(単位：千円)

利益	
報告セグメント計	627,029
全社費用（注）	△200,449
財務諸表の営業利益	426,580

（注） 全社費用は、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(単位：千円)

資産	
報告セグメント計	201,604
全社資産（注）	1,141,165
財務諸表の資産合計	1,344,240

（注） 全社資産は、報告セグメントに帰属しない資産であります。

(単位：千円)

その他の項目	報告セグメント計	調整額	財務諸表計上額
減価償却費	3,733	6,141	9,875

（注） 調整額は、報告セグメントに帰属しない減価償却費であります。

関連情報

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 製品およびサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所有している有形固定資産がないため該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

関連当事者情報

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 関連当事者との取引

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 親会社または重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社オプトホールディング（東京証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1株当たり純資産額	368.1円
1株当たり当期純利益金額	109.20円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

2. 当社は、平成30年1月30日開催の当社取締役会決議に基づき、平成30年2月16日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額および1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
当期純利益金額（千円）	292,878
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	292,878
普通株式の期中平均株式数（株）	2,682,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権1種類（新株予約権の数94個）。 なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地 東京証券代行株式会社 本店
株主名簿管理人	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地 東京証券代行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社本店および全国各支店
名義書換手数料	—
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り（注）3	
取扱場所	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地 東京証券代行株式会社 本店
株主名簿管理人	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地 東京証券代行株式会社
取次所	東京証券代行株式会社各取次所
買取手数料	（注）2
公告掲載方法	電子公告により行う。 ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、 日本経済新聞に掲載する方法により行う。 当社公告掲載URLは以下のとおりです。 https://www.writeup.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- （注）1．当社株式は、東京証券取引所マザーズへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
- 2．単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所マザーズに上場された日から、「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
- 3．単元未満株式の買取りを含む株式の取扱い、原則として証券会社等の口座管理機関を経由して行うことから該当事項はなくなる予定です。
- ただし、特別口座に記録されている株式については、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社が直接取り扱います。

4. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、上場会社でないため金融商品取引法第24条の7第1項の適用がありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月 日	移動前所有者の 氏名又は名称	移動前 所有者 の住所	移動前所有者 の提出会社と の関係等	移動後所有者の氏名又は名 称	移動後 所有者 の住所	移動後所 有者の提 出会社と の関係等	移動株 数 (株)	価格 (単価) (円)	移動理 由
平成27年 7月17日	テクノロジベン チャーズ2号投 資事業有限責任 組合 代表者 伊藤忠テクノロ ジーベンチャー ズ株式会社 代表取締役社長 中野 慎三	東京都 港区北 青山2 -5-1	特別利害関係 者等（大株主 上位10名）	ライトアップ従業員持株会 理事長 加藤 義夫	東京都 渋谷区 2-15- 1	特別利害 関係者等 （大株主 上位10 名）	100	8,000,000 (80,000) (注) 5	所有者 の事情 による
平成28年 4月8日	GMO VenturePartner s投資事業有限 責任組合 無限責任組合員 GMO VenturePartner s株式会社 代表取締役 熊谷 正寿	東京都 渋谷区 桜ヶ丘 26-1	特別利害関 係者等（大 株主上位10 名）	SBIアドバンスト・テクノ ロジー1号投資事業有限責 任組合 無限責任組合員 SBIイン ベストメント株式会社 代表取締役執行役員社長 川島 克哉	東京都 港区六 本木1- 6-1	-	18	1,800,000 (100,000) (注) 5	所有者 の事情 による
				SBIベンチャー企業成長支 援3号投資事業有限責任組 合 無限責任組合員 SBIイン ベストメント株式会社 代表取締役執行役員社長 川島 克哉	東京都 港区六 本木1- 6-1	-	32	3,200,000 (100,000) (注) 5	所有者 の事情 による
平成28年 4月8日	プログビジネス ファンド投資事 業有限責任組合 無限責任組合員 GMO VenturePartner s株式会社 代表取締役 熊谷 正寿	東京都 渋谷区 桜ヶ丘 26-1	特別利害関 係者等（大 株主上位10 名）	SBIベンチャー企業成長支 援投資事業有限責任組合 無限責任組合員 SBIイン ベストメント株式会社 代表取締役執行役員社長 川島 克哉	東京都 港区六 本木1- 6-1	-	11	1,100,000 (100,000) (注) 5	所有者 の事情 による
				SBIベンチャー企業成長支 援2号投資事業有限責任組 合 無限責任組合員 SBIイン ベストメント株式会社 代表取締役執行役員社長 川島 克哉	東京都 港区六 本木1- 6-1	-	16	1,600,000 (100,000) (注) 5	所有者 の事情 による
				SBIベンチャー企業成長支 援4号投資事業有限責任組 合 無限責任組合員 SBIイン ベストメント株式会社 代表取締役執行役員社長 川島 克哉	東京都 港区六 本木1- 6-1	-	23	2,300,000 (100,000) (注) 5	所有者 の事情 による

移動年月 日	移動前所有者の 氏名又は名称	移動前 所有者 の住所	移動前所有者 の提出会社と の関係等	移動後所有者の氏名又は名 称	移動後 所有者 の住所	移動後所 有者の提 出会社と の関係等	移動株 数 (株)	価格 (単価) (円)	移動理 由
平成28年 6月22日	白石 崇	東京都 渋谷区	特別利害関 係者等 (当社代表 取締役・大 株主上位10 名)	SBIアドバンス・テクノ ロジー1号投資事業有限責 任組合 無限責任組員 SBIイン ベストメント株式会社 代表取締役執行役員社長 川島 克哉	東京都 港区六 本木1- 6-1	特別利害 関係者等 (大株主 上位10 名)	70	7,000,000 (100,000) (注) 5	所有者 の事情 による
				SBIベンチャー企業成長支 援投資事業有限責任組合 無限責任組員 SBIイン ベストメント株式会社 代表取締役執行役員社長 川島 克哉	東京都 港区六 本木1- 6-1	特別利害 関係者等 (大株主 上位10 名)	46	4,600,000 (100,000) (注) 5	所有者 の事情 による
				SBIベンチャー企業成長支 援2号投資事業有限責任組 合 無限責任組員 SBIイン ベストメント株式会社 代表取締役執行役員社長 川島 克哉	東京都 港区六 本木1- 6-1	特別利害 関係者等 (大株主 上位10 名)	65	6,500,000 (100,000) (注) 5	所有者 の事情 による
				SBIベンチャー企業成長支 援3号投資事業有限責任組 合 無限責任組員 SBIイン ベストメント株式会社 代表取締役執行役員社長 川島 克哉	東京都 港区六 本木1- 6-1	特別利害 関係者等 (大株主 上位10 名)	127	12,700,000 (100,000) (注) 5	所有者 の事情 による
				SBIベンチャー企業成長支 援4号投資事業有限責任組 合 無限責任組員 SBIイン ベストメント株式会社 代表取締役執行役員社長 川島 克哉	東京都 港区六 本木1- 6-1	特別利害 関係者等 (大株主 上位10 名)	92	9,200,000 (100,000) (注) 5	所有者 の事情 による

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下、「同施行規則」という。）第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（平成27年4月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式また新株予約権の譲受けまたは譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」に記載することとされております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称および当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当社が当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等

の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社および幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。

3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

(1) 当社の特別利害関係者・・・役員、その配偶者および二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社およびその役員

(2) 当社の大株主上位10名

(3) 当社の人的関係会社および資本的関係会社並びにこれらの役員

(4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）並びにその役員、人的関係会社および資本的関係会社

4. 当社は、平成28年10月13日開催の当社取締役会決議により、平成28年11月26日付で普通株式1株につき100株の株式分割を、平成30年1月30日開催の当社取締役会決議により、平成30年2月16日付けで普通株式1株につき3株の株式分割を行っておりますが、当該株式分割前の移動に係る「移動株数」および「価格（単価）」は、当該株式分割前の「移動株数」および「価格（単価）」を記載しております。

5. 直近の取引事例の価格を参考として、当事者間で協議の上決定した価格であります。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権
発行年月日	平成28年6月29日
種類	第3回新株予約権 (ストックオプション)
発行数	普通株式 94株
発行価格	100,000円 (注) 3
資本組入額	50,000円
発行価額の総額	9,400,000円
資本組入額の総額	4,700,000円
発行方法	平成28年6月28日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 2

(注) 1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則等並びにその期間については以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時および同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面および報告内容の公衆縦覧その他の同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員または従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員または従業員等との間で、書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時および同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (3) 新規上場申請者が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理または受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (4) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は平成29年3月31日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた役員または従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等との確約を行っております。
3. 発行価格は、直近の取引事例の価格を参考に決定した価格であります。
4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使請求期間、行使の条件および譲渡に関する事項は、以下のとおりとなっております。

	新株予約権
行使時の払込金額	100,000円
行使請求期間	平成30年6月30日から 平成38年6月28日まで
行使の条件および譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

5. 平成28年10月13日開催の当社取締役会決議により、平成28年11月26日付で普通株式1株につき100株の株式分割を、平成30年1月30日開催の当社取締役会決議により、平成30年2月16日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っておりますが、上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」および「行使時の払込金額」は当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」および「行使時の払込金額」を記載しております。

2 【取得者の概況】

平成28年6月28日開催の定時株主総会決議に基づく新株予約権の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格（単価） (円)	取得者と提出会社との関係
村越 亨	神奈川県横浜市瀬谷区	会社役員	50	5,000,000 (100,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
佐藤 寛信	東京都北区	会社役員	20	2,000,000 (100,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
吉本 信治郎	東京都江東区	会社役員	10	1,000,000 (100,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)

- (注) 1. 新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下である従業員（特別利害関係者等を除く）5名、割当株式の総数14株に関する記載は省略しております。
2. 平成28年10月13日開催の当社取締役会決議により、平成28年11月26日付で普通株式1株につき100株の株式分割を、平成30年1月30日開催の当社取締役会決議により、平成30年2月16日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」および「価格（単価）」は、当該株式分割前の「割当株数」および「価格（単価）」を記載しております

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名または名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（％）
白石 崇（注）1、2	東京都渋谷区	1,363,800	50.32
株式会社オプトホールディング（注）2	東京都千代田区四番町6	1,072,800	39.58
ライトアップ従業員持株会（注）2	東京都渋谷区渋谷2-15-1	57,000	2.10
SBIベンチャー企業成長支援3号投資事業有限責任組合（注）2	東京都港区1-6-1	47,700	1.76
SBIベンチャー企業成長支援4号投資事業有限責任組合（注）2	東京都港区1-6-1	34,500	1.27
三菱UFJキャピタル2号投資事業有限責任組合（注）2	東京都中央区1-7-17	30,000	1.11
SBIアドバンス・テクノロジー1号投資事業有限責任組合（注）2	東京都港区1-6-1	26,400	0.97
SBIベンチャー企業成長支援2号投資事業有限責任組合（注）2	東京都港区1-6-1	24,300	0.90
SBIベンチャー企業成長支援投資事業有限責任組合（注）2	東京都港区1-6-1	17,100	0.63
村越 亨（注）3	神奈川県横浜市瀬谷区	15,900 (15,000)	0.59 (0.55)
佐藤 寛信（注）3	東京都北区	6,600 (6,000)	0.24 (0.22)
浅井 智博（注）2	東京都北区	6,000	0.22
加藤 義夫（注）4	東京都豊島区	3,000 (2,100)	0.11 (0.08)
吉本 信治郎（注）3	東京都江東区	3,000 (3,000)	0.11 (0.11)
米澤 信弘（注）4	東京都新宿区	900 (900)	0.03 (0.03)
鎌田 努（注）4	神奈川県川崎市中原区	600 (600)	0.02 (0.02)
加瀬 美幸（注）4	東京都世田谷区	300 (300)	0.01 (0.01)
高橋 幸次郎（注）4	千葉県千葉市花見区	300 (300)	0.01 (0.01)
計	—	2,710,200 (28,200)	100.00 (1.04)

（注）1．特別利害関係者等（当社の代表取締役社長）

2．特別利害関係者等（大株主上位10名）

3．特別利害関係者等（当社の取締役）

4．当社の従業員

5．株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

6．（）内の数字は新株予約権による潜在株式数およびその割合であり、内数であります。

平成30年 5 月11日

株式会社ライトアップ

取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

指定社員 公認会計士 池之上 孝 幸
業務執行社員

指定社員 公認会計士 鈴木 直 幸
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ライトアップの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ライトアップの平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

平成30年 5 月11日

株式会社ライトアップ

取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

指定社員 公認会計士 池之上 孝 幸
業務執行社員

指定社員 公認会計士 鈴木 直 幸
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ライトアップの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ライトアップの平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

平成30年 5 月11日

株式会社ライトアップ

取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 池之上 孝 幸
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 直 幸
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ライトアップの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第17期事業年度の第3四半期会計期間（平成29年10月1日から平成29年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成29年4月1日から平成29年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ライトアップの平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。

